

静岡県埋蔵文化財センター

# 研究紀要

第2号

2013

## 論文

古代遠江における平瓦と丸瓦 .....(1)

武田 寛生

伊東市竹の台遺跡出土墨書き器の再評価

一式内社葛見神社神戸集落の検討— .....(13)

勝又 直人

## 研究ノート

牧之原市大ヶ谷横穴墓群出土金属製品について .....(23)

大谷 宏治

静岡県における水中文化遺産の現状と課題 .....(35)

永田 悠記

## 序

静岡県埋蔵文化財センターは平成23年4月の発足から、今年で3年目を迎えます。県民の歴史的・文化的資産である文化財を保護し（守る）、地域固有の文化に対する誇りと愛着をもつ県民意識を醸成し（育てる）、文化財の価値を未来へ継承する（つなげる）。この「守る・育てる・つなげる」をコンセプトとして、静岡県埋蔵文化財センターは公共事業に伴う発掘調査と資料整理、出土品及び記録類の管理、埋蔵文化財を用いた普及啓発活動に取り組んでおります。

平成24年度の発掘調査は、県内各地での現地調査や資料整理を実施し、多くの新たな知見を得ることができました。特に浜松市浜北区篠場瓦窯では資料整理の過程で、人名の書かれた瓦が見つかり、奈良時代の資料では全国的にも珍しい例として、展示や報道提供を行いました。

普及啓発活動では一昨年度に引き続き、県立中央図書館といった県の各機関や静岡市登呂博物館などの他機関との連携による展示や体験活動を推し進めております。特に県立中央図書館内では埋蔵文化財センター常設展示「古代からの贈り物～発掘調査から知る静岡県の歴史～」をオープンし、これまで30年近くに渡って蓄積された資料を広く公開しております。

研究紀要も創刊号に引き続き第2号を刊行することとなり、主に古墳時代から中世の論文・研究ノートを4編収録することができました。研究紀要是当センターの職員が日常業務と並行しながら、専門分野における研究活動の一端を発表するものであり、当センターの情報発信の一つの柱でもあります。

日頃の調査業務をはじめ、今回の研究活動に御理解・御協力いただいた方々に厚くお礼申し上げますとともに、本書が広く活用され、歴史、文化に関わる研究に資することができれば幸いです。

平成25年6月

静岡県埋蔵文化財センター所長 勝田 順也

## 目 次

序 ..... 勝田 順也

### 論 文

◇古代遠江における平瓦と丸瓦 ..... 武田 寛生 (1)

◇伊東市竹の台遺跡出土墨書き土器の再評価  
—式内社葛見神社神戸集落の検討— ..... 勝又 直人 (13)

### 研究ノート

◇牧之原市大ヶ谷横穴墓群出土金属製品について ..... 大谷 宏治 (23)

◇静岡県における水中文化遺産の現状と課題 ..... 永田 悠記 (35)

## 【論文】

# 古代遠江における平瓦と丸瓦

武田 寛生

**要旨** 古代の寺院跡や瓦窯の発掘調査で、最も多く出土する瓦は平瓦と丸瓦である。しかし、静岡県における古代瓦の研究は、軒丸瓦・軒平瓦を対象とするものが主流であり、近年資料数が増加しているにも関わらず、平瓦と丸瓦に関しては、未だ不明な点が多く残されている。本稿では、県西部にあたる遠江から出土した平瓦と丸瓦を対象に、製作技法などから分類を行い、その年代や分布の特徴を明らかにした。

キーワード：遠江 平瓦 丸瓦 製作技法 分類 変遷

## 1 はじめに

古代寺院の屋根を覆う瓦には、軒丸瓦・軒平瓦・熨斗瓦・鬼瓦などの様々な瓦が使用されるが、その大多数を占めるのは、平瓦と丸瓦である。実際、寺院跡や瓦窯跡の発掘調査において、数百箱以上にも及ぶ膨大な数の平瓦と丸瓦が出土することもさほど珍しいことではない。

代表的な研究としては、平瓦は佐原真氏の「平瓦桶巻作り」(佐原1972)、丸瓦は大脇潔氏の「丸瓦の製作技術」(大脇1991)などがあり、各遺跡の発掘調査報告書でも主に製作技法の観点から詳細な分析が行われている。

静岡県では、軒丸瓦と軒平瓦を対象とする研究が主体ではあるが、平瓦と丸瓦に関しても調整技法の違いなどから分類し、報告される事例が増えている。しかし、これらの分析は、遺跡や報告書ごとに行われるに留まっており、全体の様相となると依然漠然としており、地域的な特色も不明瞭なままである。

そこで本稿では、遠江地域出土の平瓦と丸瓦を対象に、その年代や分布の特徴を明らかにしたい。なお、遠江国分寺跡については、史跡整備に伴う発掘調査が進行中であり、今後より詳細な調査成果が報告されることが予想される。不十分な情報による分析はかえって混乱を招く恐れがあるため、本稿では主に国分寺建立以前の瓦を対象にし、国分寺瓦は除くことにする。

## 2 各遺跡出土の平瓦と丸瓦

遠江において、まとまった数量の平瓦・丸瓦が出土している寺院跡・瓦窯跡は、5 遺跡である。まずは、

これまで報告されている資料を見ていくことにする。

**大宝院廃寺** 碧田市中泉に所在し、伽藍は検出され、檼竿支柱や礎石、大溝などが発見されている。出土瓦としては、平瓦や丸瓦のほかに、軒丸瓦、軒平瓦、鬼瓦、鶴尾などが出土している(碧田市1992、1996、2000)。軒丸瓦は、山田寺式系の単弁八弁蓮華文1種、単弁十弁蓮華文が1種と、川原寺式の複弁八弁蓮華文が3種確認されている。このうち、川原寺式の1種については、篠場瓦窯跡出土のものと同范で、篠場瓦窯から瓦範が移動していることが明らかになっている(武田2007)。軒平瓦は、重孤文(三重孤文・四重孤文・五重孤文)と連珠文が出土しており、これについても篠場瓦窯跡との関連性がうかがえる。

平瓦は、桶巻作りと一枚作りが出土している。桶巻作りには、凹凸面をナデ調整するものと凸面のみをナデ調整するもの、凸面に縱縄叩きが残るもの、凸面に斜格子叩きが残るもののが確認される。側面調整は、凸面側を深く削るものと分割截面に沿って全体を削るものがある。一枚作りのものは、凹凸面ともにナデ調整が施されず、凸面には縱縄叩きが残る。側面調整は凸面側を深く削る。

丸瓦は、無段式と有段式が出土している。無段式は杵形模骨を使用しており、凸面には横ナデ調整が施されている。有段式は、段部の屈曲が強く段差が小さいものと、屈曲が緩く撫で肩に近い形状のものが確認される。全体の数量としては、無段式がほとんどを占めており、有段式はわずかに確認できる程度である。

**木船庵寺** 浜松市東区和田町に所在する。昭和29年の区画整理に伴う工事の際に多量の瓦が発見され、昭

和51年にはトレンチ調査が行われている。本格的な発掘調査が行われていなかったこともあり、不明な点も多かったが、平成22年に開発に伴う発掘調査が実施され、多くの瓦が出土している（財浜松2011）。軒丸瓦は、山田寺式系の単弁七弁蓮華文1種、川原寺式の複弁八弁蓮華文1種、重圓文縁の細弁十二弁蓮華文1種、内外外縁に珠文帯をもつ單弁八弁蓮華文1種の計4種確認されている。軒平瓦は、重孤文（三重孤文）と均整唐草文（平城宮6663形式）、S字文（遠江国分寺式）が出土している。

平瓦は、桶巻作りと一枚作りが出土している。桶巻作りには、凸面のみをナデ調整するものが確認できる。側面調整は、いずれも分割截面に沿って全体を削っている。一枚作りのものは、凹凸面ともにナデ調整が施されず、凸面には縦縄叩きが残る。側面調整は、凸面側を深く削る。

丸瓦は、無段式と有段式が出土している。無段式は、杵形模骨を使用しており、凸面をナデ調整するものとナデ調整せず縦叩きが残るものが確認できる。有段式は、段部の屈曲が小さく撫で肩に近い形状のものと、玉縁部先端に向かって緩やかに傾斜するものが確認される。有段式と無段式は45%と55%で、1:1に近い比率であるとされる。

**楠木遺跡** 浜松市北区三ヶ日町岡本に所在し、畑から瓦が採取されていたため、以前から寺院の存在する可能性が指摘されていた（註1）。平成22年に試掘調査が実施され、古代寺院に関連する遺構は確認されていないが、軒丸瓦や軒平瓦、丸瓦、平瓦、熨斗瓦が出土している（浜松市2011）。軒丸瓦は、雷文縁の素弁十六弁蓮華文1種、雷文縁の素弁十二弁蓮華文1種が確認されている。軒平瓦は、型押しし簾状文と型押しし小型花文、無文のものが出土している。

平瓦はすべて桶巻作りであり、ナデ調整を施さず斜格子叩きが残るものと、凸面にナデ調整を施すものが出土している。また、凸面にナデ調整を施すものには、斜格子叩きのものと、叩き縫めの円弧を描く縦叩きのものとが確認できる。なお、花文軒平瓦の平瓦部凸面には、縦叩きの痕跡が残されている。

丸瓦は、いずれも無段式である。杵形模骨を使用するものと、側板連結模骨を使用するものが確認できる。凸面はナデ調整されているが、ナデ残しの部分に残る叩き目は、いずれも縦叩きである。

**竹林寺庵寺・南原瓦窯跡** 島田市舟木に所在し、昭和50年から実施された発掘調査により、金堂や塔など

の堂宇が検出されており、瓦が多数出土している（島田市1980）。また、寺院に隣接する南原瓦窯跡でも発掘調査が実施されており、竹林寺庵寺に瓦を供給していたことが明らかになっている（島田市1981）。軒丸瓦は、素弁九弁蓮華文1種と素弁十弁蓮華文1種、素弁十六弁蓮華文1種、重圓文縁の細弁十六弁蓮華文1種の計4種が出土している。軒平瓦は、三葉文をスタンプするものと、無文のものが出土しており、顎面に三葉文や波状文を施すものが多く確認されている。

平瓦は、桶巻作りと一枚作りが出土している。桶巻作りには、凸面をナデ調整するものと、ナデ調整が施されず正格子叩きが残るもの、斜格子叩きが残るものが確認できる。側面調整は、分割截面に沿って全体を削るものと、凸面側にやや深く削るものがある。一枚作りのものは、凹凸面ともにナデ調整が施されず、凸面に縦縄叩きが残る。側面調整は、いずれも凸面側を深く削る。

丸瓦は、無段式と有段式が出土している。無段式には、側板連結模骨が用いられており、凸面にはナデ調整が施されているが、ナデ残しの部分に格子叩きと縦叩きの痕跡が確認される。有段式は、段部の湾曲が緩やかなものと、玉縁部先端に向かって緩やかに傾斜するものが確認される。凸面には、全面にナデ調整が施されているが、ナデ残しの部分に残る叩き目は、いずれも縦叩きである。全体としては、無段式が主体であり、有段式はごくわずかである。

**篠場瓦窯跡** 浜松市浜北区に所在し、第二東名建設に伴い平成14~16年度に発掘調査が行われている。合計3基の瓦窯が発見されており、3号窯が7世紀末、2号窯が700年前後、1号窯が8世紀初頭に操業していたことが明らかになっている。窯体内や灰原からは、平瓦や丸瓦に加え、軒丸瓦・軒平瓦・熨斗瓦・蠟羽瓦・鬼瓦・埠・鷗尾などの、大量の瓦が良好な状態で出土している（静岡県2013）。軒丸瓦は、川原寺式の複弁八弁蓮華文1種、重圓文縁複弁八弁蓮華文2種、重圓文縁複弁八弁蓮華文の改版とみられる傾斜縁の内区側に二重の團線が巡るもの1種の、合計4種である。このうち、川原寺式については、范傷の検討から大宝院庵寺出土のものと同范であり、范傷の増加や調整技法の違いから、篠場瓦窯跡から大宝院庵寺（瓦供給瓦窯）に瓦範が移動していることが判明している（武田2007）。軒平瓦は、重孤文（四重孤、五重孤）と連珠文、竹管文、無文のものが出土している。

平瓦はすべて桶巻作りであり、凹凸面をナデ調整す

るものと、凸面のみナデ調整するもの、凹面のみナデ調整し凸面に叩き締めの円弧を描く縄叩きのもの、凹面のみナデ調整し凸面が縦縄叩きのもの、凹凸面ともにナデ調整せず凸面が縦縄叩きのものの、大きく5種に分けられる。側面調整は、凸面側を深く削るものと、分割截面に沿って全体を削るものがある。また、全体を削るものについては、凹面を上にして置いた状態で、時計回りの方向に四側面を調整しており、四型台を回転させて側面の調整を行っていることが明らかになっている。

丸瓦は、無段式と有段式が出土している。無段式は、側板連結模骨を用いたものと杵形模骨を用いたものがあり、粘土板の形状が三角形のものと四角形のものの2種存在する。有段式は、段部の屈曲が直角に近く、段差が大きいものと小さいもの、屈曲がやや緩いもの、屈曲が緩く撫で肩に近い形状のものの4種が確認されている。全体としては、有段式はごくわずかしか出土しておらず、丸瓦のほとんどは無段式となっている。

**東ノ谷瓦窯跡** 浜松市浜北区尾野に所在し、竪谷瓦窯跡から約1.5km西側に位置する。発掘調査は行われていないが、昭和40年代に瓦や須恵器が採取されている。採取されている瓦は、平瓦と丸瓦、鷲尾であり、軒瓦は確認できない（武田2009）。

平瓦はすべて桶巻作りであり、凹凸面ともにナデ調整するものと、凸面のみナデ調整するもの、凹面のみナデ調整するもの、凹凸面とともにナデ調整を施さず、縦縄叩きが残るものが確認される。側面調整は、凸面側を深く削るものと、分割截面に沿って全体を削るものがある。

丸瓦は少なく、11点しか確認できない。すべて無段式である。杵形模骨を使用し、粘土板巻き付け技法で成形されている。

### 3 分類

遠江出土の平瓦と丸瓦については、各遺跡の報告書で、叩き目や技法などから分類が行われているが、遺跡（または報告書）ごとに分類の基準が設定されており、統一的な基準はない。そこで、まずは遠江の各遺跡から出土している平瓦と丸瓦について、共通の分類基準を設定することにする。

**平瓦** 成形の方法では、桶巻作りと一枚作りに分けられる。なお、奈良時代以前の遠江では、凸面布目瓦や粘土紐桶巻作りの平瓦は、現在のところ確認されていない。

次に、凸面の叩き目は、大きさは縄叩きと格子目叩きに分けられる。これに、凸面の全面がナデ調整され、叩き目が認識できないものを含めると3種になる。また、縄叩きは、叩き締めの円弧を描く（斜め縄叩き）ものと、縦方向に叩き目が揃う（縦縄叩き）ものに細分できる。

凹凸面の調整は、凹凸両面をナデ調整するもの、凸面のみナデ調整するもの、凹面のみナデ調整するもの、凹凸面ナデ調整しないものの4種に分けられる。

側面の調整は、大きさは凸面側を深く削って、正位置に置いた場合に側面が垂直に立つような形になるものと、分割截面に沿って全体を削り、正位置に置いた場合に側面が内傾するものとに分けられる。なお、凸面側を深く削るものについては、側面全体を深く削るものと、調整が側面全体に及ばず分割截面が残るもののが確認できる。しかし、完形の資料をみると、場所によって調整が側面全体に及ぶ部分と及ばない部分があるなど、不安定な要素が大きい。このことは、破片資料の場合、同一個体の破片が、別の分類に分けられる危険性が高いことを意味している。将来完形資料が増加すれば、詳細な分類も可能になるかもしれないが、本稿ではこれらを細分しないことにする。

以上の要素から、遠江における古代の平瓦は、次のように分類することができる。

#### 〔桶巻作り〕

I類 凹凸面をナデ調整するもの

II類 凸面をナデ調整するもの

III類 凹面をナデ調整するもの

III類A 凸面が斜め縄叩きのもの

III類B 凸面が縦縄叩きのもの

III類C 凸面が格子叩きのもの

IV類 凹凸面をナデ調整しないもの

IV類A 凸面が斜め縄叩きのもの

IV類B 凸面が縦縄叩きのもの

IV類C 凸面が格子叩きのもの

#### \*側面調整

a 凸面側を深く削るもの

b 分割截面に沿って全体を削るもの

#### 〔一枚作り〕

凹凸面をナデ調整せず、凸面が縦縄叩きのもの

**丸瓦** 丸瓦は、狭端部の構造から、有段式と無段式の2種存在する。有段式は、破片のものが大半で良好な資料が乏しいが、段部の形態において、屈曲が強い

ものと弱いもの、屈曲が少なく緩やかに傾斜するものなどに分けられる。

無段式は、模骨の構造により、杵形模骨と側板連結模骨に分けられる。叩き目は、削りやナデ調整によって失われているものが多いが、繩叩きのものと格子叩きのものが確認できる。凸面の調整は、削り調整のものと、ナデ調整のもの、無調整のものがある。

以上の点から、遠江出土の丸瓦については、次のように分類できる。

#### [有段式]

I類 段部が直角に近い形に屈曲するもの

I類A 段差が小さいもの

I類B 段差が大きいもの

II類 段部がやや斜めに屈曲するもの

III類 段部の屈曲が緩く、撫で肩に近いもの

IV類 玉縁部が先端に向かって斜めに傾斜するもの

#### [無段式]

I類 凸面を削り調整するもの

I類A 側板連結模骨を使用するもの

I類B 杵形模骨を使用するもの

II類 凸面をナデ調整するもの

II類A 側板連結模骨を使用するもの

II類B 杵形模骨を使用するもの

III類 凸面が無調整のもの

#### \*叩き目

a 繩叩きのもの

b 格子叩きのもの

## 4 平瓦の分布と年代

桶巻作りI類 四凸面とともにナデ調整を施すI類は、篠場瓦窯跡・東ノ谷瓦窯・大宝院廃寺の3遺跡で出土している。いずれも共通するのは、側面調整にaを採用している点である。また、四凸面をナデ調整していくことに加え、凹面の側縁に面取りを施すなど、全体を丁寧に仕上げている。

年代の明確な篠場瓦窯跡では、7世紀末葉操業の3号窯では多く生産されているが、これに次ぐ2号窯では生産されていないか、ごくわずかであると推定されている。東ノ谷瓦窯は篠場瓦窯跡と近接して立地しており、技術が伝播する年代差は、さほど考慮しなくてよいであろう。大宝院廃寺のものは、他の瓦で篠場瓦窯跡2号窯からの影響が強くみられることから、やや年代が降る可能性がある。しかし、いずれにせよ、桶巻作りI類は、遠江の平瓦では古式のものであり、年

代は7世紀末葉に位置付けられる。

桶巻作りII類 I類の平瓦が限られた遺跡からしか出土しないもの比べて、凹面のナデ調整が省略されるII類は、篠場瓦窯跡・東ノ谷瓦窯・大宝院廃寺・木船廃寺・楠木遺跡・竹林寺廃寺と、平瓦が一定量まとまって出土しているすべての遺跡で出土している。側面調整は、篠場瓦窯跡ではaとbの両者が確認できるが、そのほかではすべてbとなっている。叩き目は、天童川流域の篠場瓦窯跡・東ノ谷瓦窯・大宝院廃寺・木船廃寺ではすべて繩叩きである。これに対し、遠江でも東端にあたる竹林寺廃寺では格子叩きが、西端にあたる楠木遺跡では、繩叩きと格子叩きの両者が確認される。

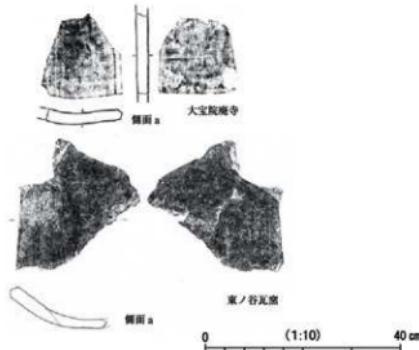
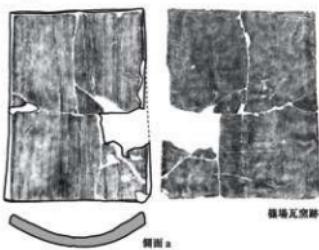
篠場瓦窯跡においてII類は、西暦700年前後に操業の2号窯と8世紀初頭操業の1号窯で生産されている。ただし、側面調整でaが用いられているのは2号窯のみであり、1号窯の瓦の側面調整はすべてbである。2号窯では、aとbの両者が出土しており、その操業期間中に、aからbへと変化したものとみてよい。この側面調整のaからbへの変化は、削り調整の角度の問題に留まらない。篠場瓦窯跡では、側面調整がbのものは、いずれも凹面を上にした状態で時計回りの方向に削り調整されており、四型台に瓦を乗せ、反時計回りに回転させて調整していたことを示している。粘土円筒から分割した後の調整に効率化が図られており、その意味において技法の大きな変化の一つとして捉えてよい。このような技法は、それぞれの瓦生産集団が個別に見出したものとは考えにくく、特定の集団から順次技術が伝播したことによって広がったものとみるのが妥当である。その伝播の過程によって製作年代に多少の差異はあるであろうが、II類については概ね、側面調整aのものが7世紀末葉、bが8世紀初頭から前葉にかけての年代に位置付けられる。

桶巻作りIII類 凸面のナデ調整が省略されるIII類は、現在のところ篠場瓦窯跡と東ノ谷瓦窯でしか確認できない。篠場瓦窯跡では、凸面の叩き目が、叩き締めの円弧を描く繩叩きのAと、縱方向に描う繩叩きのBが出土している。叩き目だけでなく、側面調整も大きく異なるので、III類Aがaであるのに対して、III類Bではbとなっている。Aは2号窯でのみ生産されており、Bは2号窯に加えて1号窯での生産も確認できる。東ノ谷瓦窯のものは、III類Bであり、篠場瓦窯跡と同じく側面調整はbとなっている。

篠場瓦窯跡では、叩き目は明らかにAからBへと変化している。III類Aは、2号窯の早い段階を中心には

〔桶巻作り〕

I類



II類

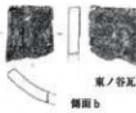
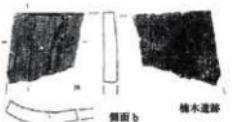
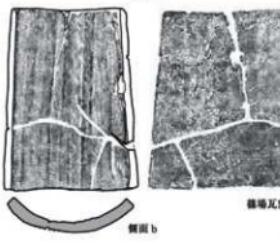
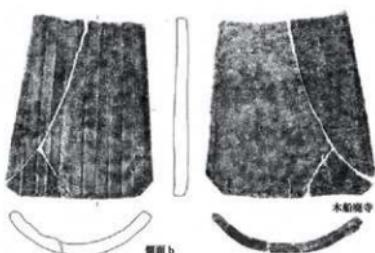
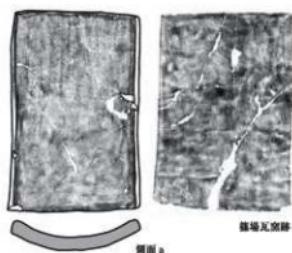


図1 平瓦の諸例と分類(1)

生産されたものとみてよく、側面調整もaであることから、その年代は7世紀末葉に位置付けられる。これに続く篠場瓦窯跡出土のⅢ類Bは、8世紀初頭に生産されたものであり、近接する東ノ谷窯の製品もほぼ同時期であるとみてよい。

桶巻作りIV類 凹凸面ともにナデ調整を省略するIV

類は、叩き締めの円弧を描く網叩きのA、縱方向に描う網叩きのB、格子叩きのCという3種を設定したが、現在のところ出土例の確認できるのはBとCの2種である。IV類Bは、現在のところ篠場瓦窯跡と東ノ谷瓦窯でしか確認できない。いずれも側面調整はbとなっている。IV類Cは、楠木遺跡・竹林寺廃寺・大宝院廃

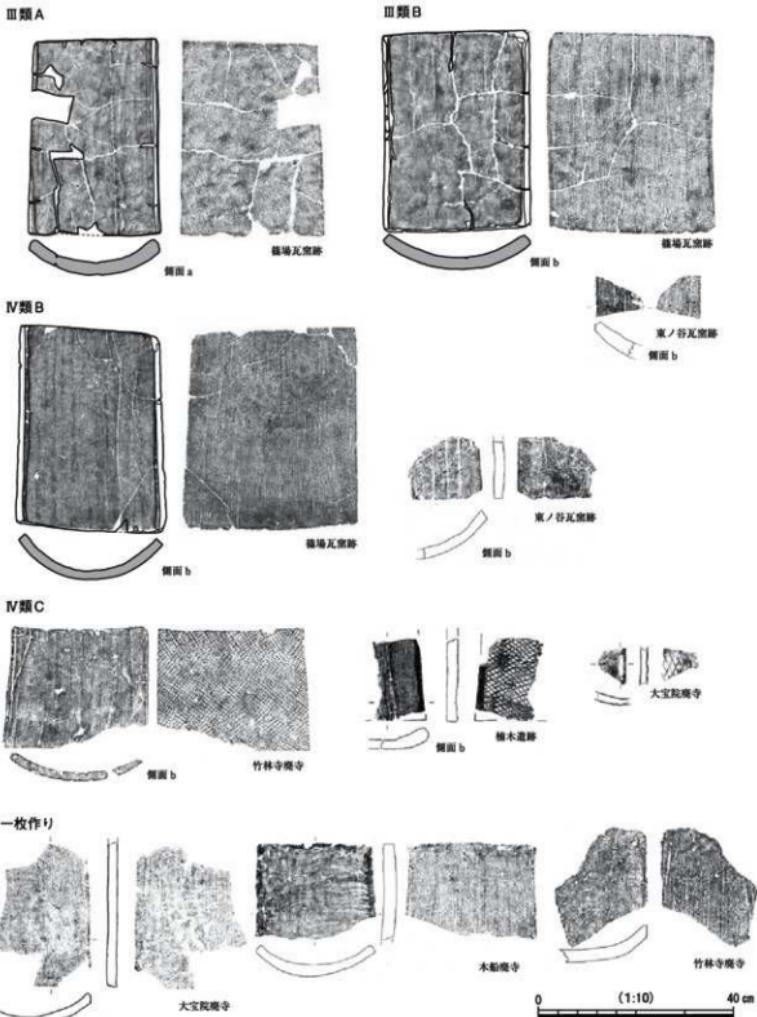


図2 平瓦の諸例と分類(2)

寺の3遺跡で出土している。ただし、楠木道跡と竹林寺廬寺では、平瓦の主体となるほど大量に出土しているが、大宝院廬寺では小破片がわずかに出土している程度である。楠木道跡と竹林寺廬寺のものの側面調整

は、いずれもbである。大宝院廬寺では、側端の残る資料が出土していないが、おそらくはbであろう。

IV類は、II・III類よりも、さらにナデ調整の省略が進行している。IV類Bは、篠場瓦窯跡では、1号窯で

### [有段式]

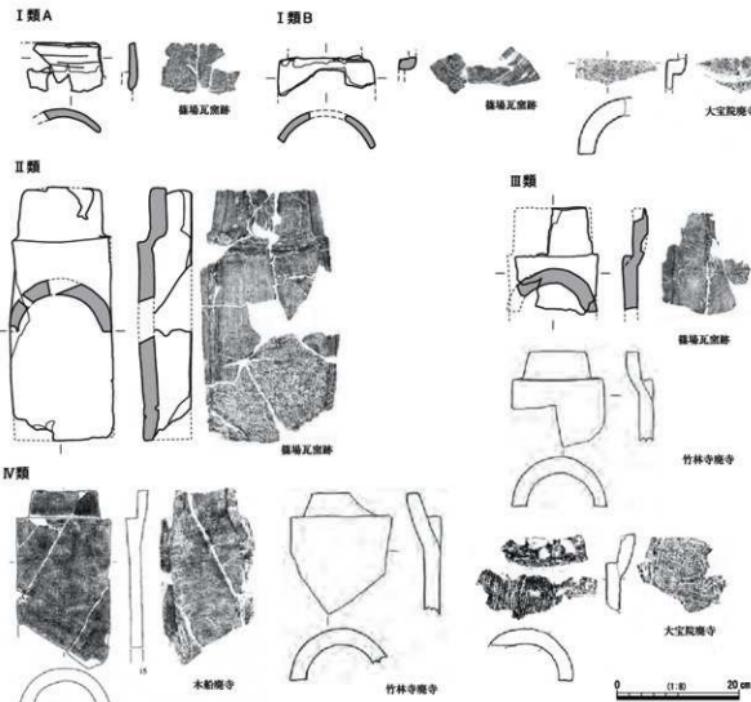


図3 丸瓦の諸例と分類（1）

のみ生産されており、年代としては8世紀初頭に位置付けられる。IV類Cについては、IV類Bと叩き目は異なるが、側面調整は同じbであり、さほど時間的な差異を想定する必要はないであろう。IV類はB・Cとともに、II・III類よりもやや年代の降る8世紀初頭から前葉にかけての時期に位置付けられる。

**一枚作り** 一枚作りの平瓦は、大宝院廃寺・木船廃寺・竹林寺廃寺で出土している。凸面はいずれも、縦方向に揃う繩叩きであり、桶巻作りにおいて格子叩きのものが主体となる竹林寺廃寺においても、一枚作りのものには繩叩きが採用されている。側面調整は、いずれもaであり、凸型台上で成形し、幅を切り揃えていることがわかる。

大宝院廃寺と木船廃寺では、遠江国分寺式の軒瓦が

出土しており、一枚作りの平瓦はこれに伴う可能性が高い。竹林寺廃寺のものについては、年代が不明瞭であるが、いずれも基本的には国分寺建立前後の8世紀中頃から後葉にかけてのものと推定される。

### 5 丸瓦の分布と年代

**有段式Ⅰ類** 段部の屈曲が強く直角に近いⅠ類は、藤原瓦窯跡と大宝院廃寺で確認される。藤原瓦窯跡では、段差が小さいAと段差が大きいBの両者が生産されており、大宝院廃寺ではBのみが確認できる。ただし、両遺跡ともに出土点数は少なく、数点程度しか出土していない。

形態からみて、遠江における有段式丸瓦の中では最も古式のものに位置付けられる。実際、藤原瓦窯跡で

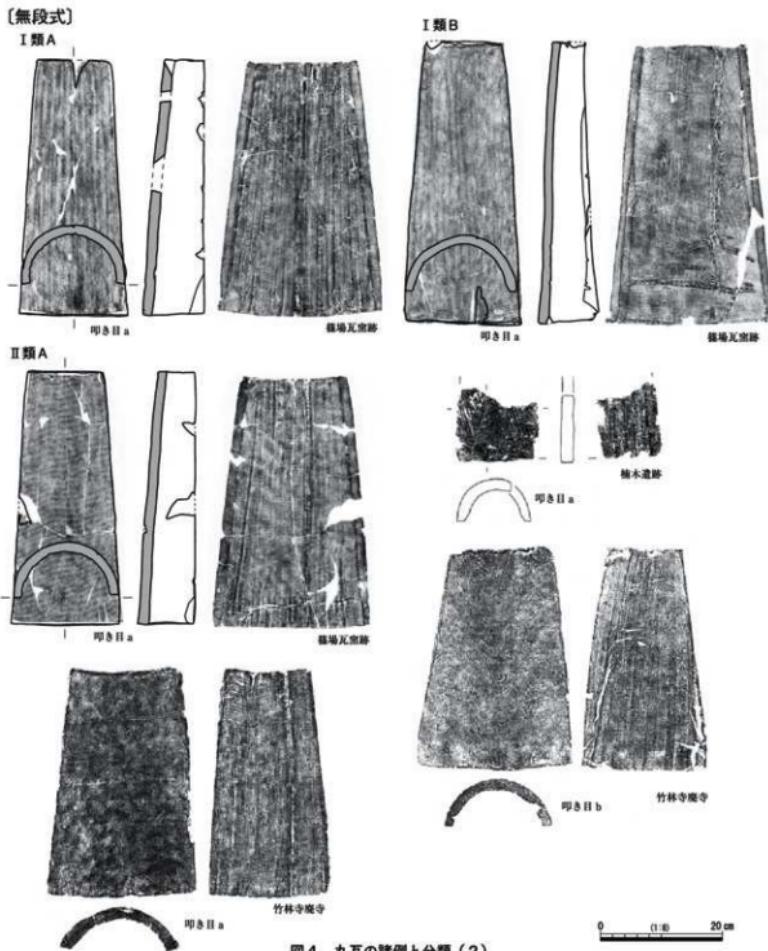


図4 丸瓦の諸例と分類(2)

は、最初に築かれた3号窯でのみ確認される。大宝院寺のI類Bは、薄手のつくりである点において、篠場瓦窯跡のものと類似しており、技術的にも関連性がうかがえる。年代は、平瓦の桶巻作りI類と同様に、7世紀末葉に位置付けられる。

**有段式II類** 段部がやや斜めに屈曲するII類は、篠場瓦窯跡のみで確認される。I類と同様に、篠場瓦窯

跡における出土点数は少ない。II類は段部の屈曲が直角に近いI類と、屈曲が緩やかになるIII類との間的な形態のものといえる。篠場瓦窯跡では、2号窯でのみ生産されており、年代は西暦700年前後に位置付けられる。

**有段式III類** 段部の屈曲が緩く、撫で肩に近い形態のIII類は、篠場瓦窯跡と竹林寺廃寺で確認される。た

[無段式]

II類B

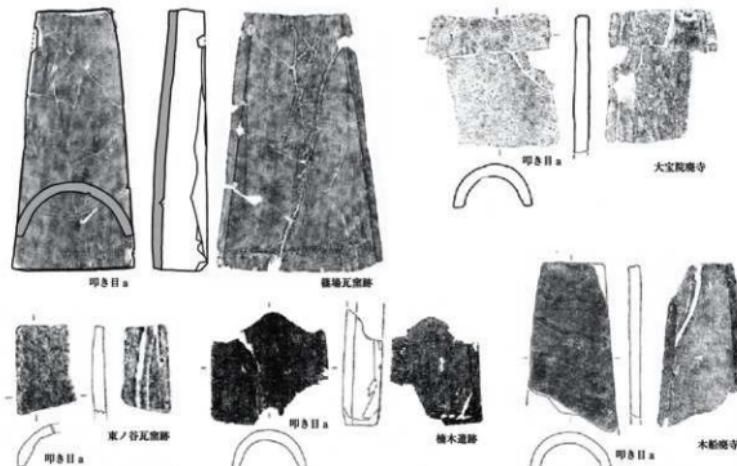


図5 丸瓦の諸例と分類(3)

だし、I・II類と同様に、いずれの遺跡においても出土点数は少なく、丸瓦全体で主体となるものではない。

篠場瓦窯跡では、最後に操業した1号窯でのみ生産されている。竹林寺庵寺のものの年代は明確でないが、III類は、概ね8世紀初頭から前葉の年代に位置付けてよいであろう。

**有段式IV類** 段部で屈曲し、玉縁部先端に向かって斜めに傾斜するIV類は、大宝院庵寺・木船庵寺・竹林寺庵寺で確認される。大宝院庵寺と竹林寺庵寺における出土量は不明であるが、木船庵寺では無段式とほぼ同等の数量が出土している。

この3遺跡は、一枚作りの平瓦が出土している寺院跡であり、大宝院庵寺と木船庵寺では遠江国分寺式の軒瓦が出土している。木船庵寺において主体となる丸瓦であることから、一枚作りの平瓦に伴うものとみて

よい。年代としては、8世紀中頃から後葉にかけての時期に位置付けられる。

**無段式I類** 凸面を削り調整するI類は、篠場瓦窯跡でのみ確認される。側板連結模骨を使用するAと、杵形模骨を使用するBの両者があり、一定量出土している。ともに3号窯でのみ生産されており、年代は7世紀末葉に位置付けられる。

**無段式II類** 凸面をナデ調整するII類は、多くの遺跡で出土している。側板連結模骨を使用するII類Aは、篠場瓦窯跡・楠木遺跡・竹林寺庵寺で確認できる。篠場瓦窯跡では、I類と同様に3号窯で一定量生産されており、叩き目は綱叩きである。楠木遺跡では、綱叩きのものと存在は確認できるが、点数は少ない。竹林寺庵寺では、無段式II類Aが出土した丸瓦の大半を占めており、叩き目は綱叩きのものと格子叩きのもの

両者が存在する。

杵形模様を使用するII類Bは、篠場瓦窯跡・東ノ谷瓦窯・大宝院廃寺・木船廃寺・楠木遺跡と、竹林寺廃寺以外のすべてで出土している。篠場瓦窯では、法量は窯ごとに異なるが、すべての瓦窯で出土しており、特に2号窯と1号窯で生産される丸瓦のほとんどは、II類Bである。大宝院廃寺と木船廃寺では、無段式の丸瓦はすべてII類Bである。楠木遺跡では、II類Aが少量出土しているが、主体となるのはII類Bである。無段式II類は、遠江で主流になっていた丸瓦ということができる。叩き目はいずれも縄叩きである。

II類A・Bとともに、篠場瓦窯跡の3号窯で出土していることから、7世紀末葉から生産されていたことは確実である。しかし、その生産が終了する時期に関しては明確でない。ちなみに遠江国分寺では、一部を除き基本的に有段式が使用されている。その影響力の大きさは、木船廃寺において、有段式IV類が丸瓦全体のほぼ半数を占めていることからもうかがえる。II類A・Bは、7世紀末から8世紀中頃までを比較的長期に生産されたものとみてよいであろう。

**無段式III類** 凸面をナデ調整しないIII類は、篠場瓦窯跡で確認できるのみである。また、篠場瓦窯跡においても、窯周辺の遺構や包含層などから数点出土している程度であり、数は極めて限定的である。明確に存在が確認できることから、分類上1種設けたが、技法として確立したものではなく、偶然性に起因する例外的なものとみた方がよい。

## 6まとめ

### (1) 平瓦の変遷

遠江における桶巻作りの平瓦には、I類(凹凸両面ナデ調整)→II(凸面のみナデ調整)・III類(凹面のみナデ調整)→IV類(凹凸ともに調整しない)といった、凹凸面調整の省略化が認められる。また、凸面が縄叩きのものには、叩き縫の円弧を描くもの(A)から、縱方向に揃う叩き目(B)へといった変化もうかがえる。

年代は、凹凸面調整と側面調整の2つの要素から推定できる。まず、凹凸面調整においては、I類が7世紀末、II・III類が7世紀末～8世紀前葉、IV類が8世紀初頭～前葉に位置付けられる。さらに、III類には、叩き目がA・Bの両者があり、AはBよりも先行し、概ねAは7世紀末、Bは8世紀初頭～前葉の時期と推定される。

また、側面調整は、凸面側を深く削るaから、分割截面に沿って平行に削るbへと変化する。これは分割した平瓦を四型台に乗せ、台を回転しての調整に変化したことを示している。遠江全体では、II類・III類B・IV類で側面調整bが確認できる。最も古式のI類と、III類では古式となるIII類Aで用いられておらず、新たな技法の採用であったことがうかがえる。篠場瓦窯では2号窯のIII類Bにおいて採用されており、後続する1号窯で主体となるIV類では、すべて側面調整はbが用いられている。篠場瓦窯跡における側面調整bの登場は、西暦700年頃に位置付けられており、桶巻作りの平瓦で側面調整がbのものは、基本的に8世紀代の平瓦とみてよい。

一枚作りの平瓦は、遠江国分寺において主体となる平瓦である。大宝院廃寺と木船廃寺では、遠江国分寺式の軒瓦が出土しており、両遺跡ではこれとともに導入された可能性が高い。一枚作りの平瓦は、8世紀中頃から後葉にかけてのものと推定される。

### (2) 平瓦の叩き目からみた地域の特徴

篠場瓦窯跡・東ノ谷瓦窯・木船廃寺の平瓦は、凸面の叩き目が縄叩きのもののみで構成されている。大宝院廃寺では、縄叩きのものほかに格子叩きのものも出土しているが、数量的にはごくわずかであり、格子叩きのものは補完的な瓦としての使用が想定される。いずれも天竜川の流域に位置する遺跡であり、凸面の叩き目が縄叩きである点は、この地域における平瓦の特徴として捉えられる。

軒瓦などにおいても、これらの瓦窯・寺院跡には関連性が認められている。篠場瓦窯跡と東ノ谷瓦窯は約1.5km離れて隣接して営まれており、鶴尾には同じ文様構成が採用されている。篠場瓦窯跡と大宝院廃寺は、川原寺式軒丸瓦や連珠文軒平瓦、蝶羽瓦など、篠場瓦窯跡が大宝院廃寺の建立に大きな影響を与えており、大宝院廃寺と木船廃寺では、軒丸瓦(山田寺式・川原寺式)や軒平瓦(国分寺式)などにおいて、強い関係性が認められる。この地域の平瓦に縄叩きが特徴的に分布している背景には、瓦工間の技術交流があったものとみてよいであろう。

一方、楠木遺跡と竹林寺廃寺の平瓦では、格子叩きが主体となっている。楠木遺跡は、軒瓦に三河との関係性が確認でき、国境を越えた三河からの影響が想定される。竹林寺廃寺でも、丸瓦が側板連結模骨で製作されているなど、一部に三河との関係性が認められる。

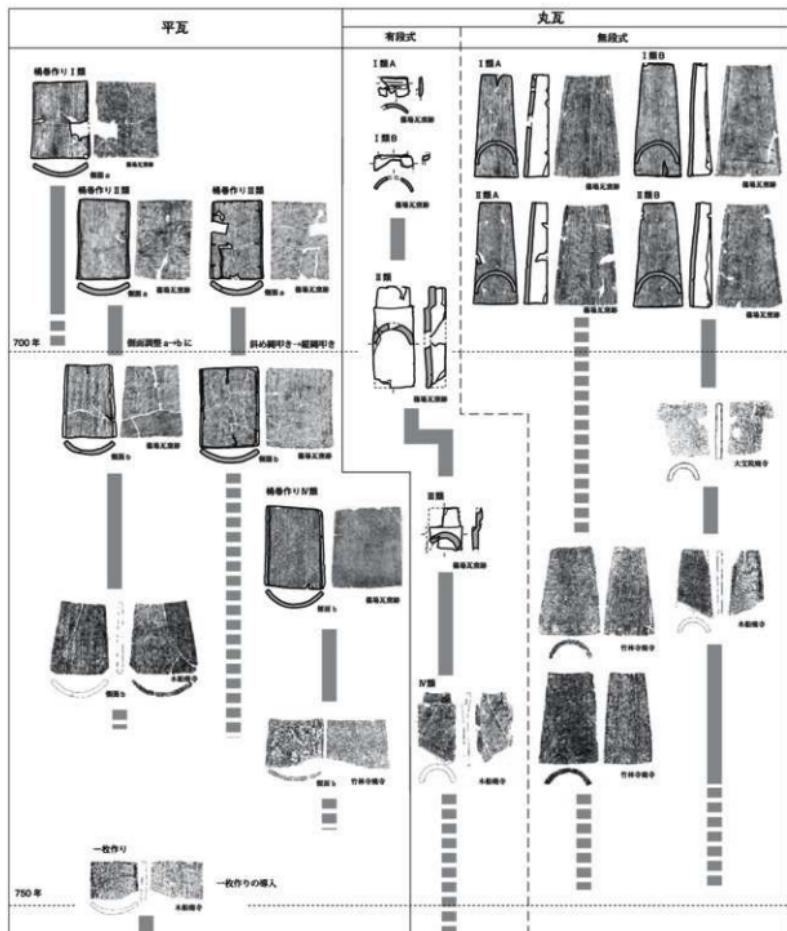


図6 平瓦・丸瓦の変遷

ただし、両遺跡は、遠江でも東西の端に位置しており、相互に直接的な関係を想定することは難しい。同じ三河からの影響であったとしても、それぞれ別のルートを確保していたとみた方がよいであろう。

### (3) 丸瓦の変遷と特徴

遠江の有段式丸瓦は、I類（段部が直角に屈曲）→

II類（段部がやや斜めに屈曲）→III類（段部の屈曲が緩やかで撫で肩）→IV類（屈曲し斜めに傾斜）と変化する。年代は、I類が7世紀末、II類が700年前後、III類が8世紀初頭～前葉、IV類が8世紀中葉以降に位置付けられる。

無段式の丸瓦については、大きくはI類（凸面を削り調整）→II類（凸面をナデ調整）といった流れで捉

えられる。年代としては、I類は7世紀末に限られるものの、II類は各時期を通じて認められる。ただし、遠江国分寺では有段式の丸瓦が主体となっており、遠江国分寺式軒瓦が出土する木船庵寺において、有段式と無段式の構成がほぼ1:1となっていることから、8世紀後半には遠江でも有段式が主流となっている可能性が高い。のことから無段式II類は、概ね7世紀末から8世紀中頃までのものと推定される。

遠江の丸瓦の特徴としては、一つは無段式が主流となっている点があげられる。もちろん有段式が皆無というわけではなく、ほとんどの遺跡において出土が確認されている。ただし、無段式と比べて出土量は圧倒的に少なく、例えば篠場瓦窯跡では総重量にして900kg以上の丸瓦が出土しているが、有段式と認識できるものはわずか15kg程度であり、全体の2%にも満たない。これらは、大棟など特定の場所に限定して使用されたものとみてよい。

もう一つの特徴は、側板連結模骨の丸瓦が確認される点であり、篠場瓦窯跡・楠木遺跡・竹林寺庵寺から出土している。側板連結模骨の丸瓦は、三河地域に多く認められることが以前より指摘されており、三河地域との関係性がうかがえる。特に楠木遺跡は、地理的にも駿を越えれば三河国という場所に位置しており、その影響は軒瓦などにも色濃くあらわれている。ただし、篠場瓦窯跡では、最初に乗かれた3号窯でのみ側板連結模骨が使用され、その後は継続せず杵形模骨に統一される。天竜川流域の諸寺院では側板連結模骨が認められないが、杵形模骨に統一された後に篠場瓦窯跡から造瓦技術が展開したことを反映する現象として捉えることができよう。

本稿では、古代遠江出土の平瓦と丸瓦について、形態や技法などから分類を行い、その年代と地域的な特徴について検討を行った。紙面や時間の制約から、歴

史的な背景にまでは考察が及ばなかったが、平瓦と丸瓦の基本的な様相については明らかにできたと思う。少なくとも、「平瓦や丸瓦からは何もわからない」といった認識は、多少なりとも払拭できたのではないか。

冒頭で述べたように、寺院跡や瓦窯の発掘調査では、膨大な数の平瓦・丸瓦が出土する。様々な制約がある中で、それらの扱いには誰しも苦慮するところであるが、整理作業が詳細な検討を行ひ得るほど唯一の機会となっているのが現状である。本稿が、その作業を行う上での一助となれば幸いである。

## 註

1 楠木遺跡は、これまで論考や集成などで、通称「大島遺跡」として紹介してきた遺跡と同じである。

## 引用・参考文献

- 磐田市教育委員会 1992 「大宝院庵寺」  
磐田市教育委員会 1996 「大宝院庵寺遺跡－第7次発掘調査報告書」  
磐田市教育委員会 2000 「大宝院庵寺遺跡－第10・11次発掘調査報告書－」  
大脇 潔 1991 「研究ノート 丸瓦の製作技術」『研究論集』IX 奈良国立文化財研究所  
(財)浜松市文化振興財団 2011 『木船庵寺跡2次』  
佐原 真 1972 「平瓦楠巻作り」『考古学雑誌』第58巻2号日本考古学会  
静岡県埋蔵文化財センター-2013 「篠場瓦窯跡・上海土遺跡」  
島田市教育委員会 1981 「南原瓦窯跡」  
島田市教育委員会 1980 「竹林寺庵寺跡」  
武田寛生 2007 「遠江における川原寺式軒丸瓦」『研究紀要』13号 (財)静岡県埋蔵文化財調査研究所  
武田寛生 2009 「資料調査報告 東ノ谷瓦窯跡」『浜松市博物館報』第21号  
浜松市教育委員会 2011 「楠木遺跡1次調査」『平成21年度浜松市試掘調査概要』

## 【論文】

# 伊東市竹の台遺跡出土墨書き土器の再評価

—式内社葛見神社神戸集落の検討—

勝又 直人

**要旨** 静岡県伊東市竹の台遺跡は、伊豆国田方郡久寝郷内の集落遺跡で、奈良～平安時代の遺構・遺物が多く確認されたことで知られている。平成元年の伊東警察署庁舎建設に伴う発掘調査の結果、堅穴住居跡の覆土から多くの土師器環等が焼土と共に廃棄された状況で確認された。本稿では、この調査で見出された祝開係の墨書き土器から、当該集落遺跡は近接する式内社葛見神社の神戸集落である可能性を検討した。また供膳具が多く廃棄された状況から、「令集解」儀制令春時祭田条にあるような人々が社に参集し飲酒を行うことを基軸とする共同飲酒儀礼や、祭祀後の直後に可能であることを求め、墨書き土器「忍口〔界カ〕」を僧名と解釈した場合、神前読経が行われたことを推定した。

**キーワード：**竹の台遺跡 墨書き土器 祝 式内社 葛見神社 神戸 春時祭田条 郷飲酒礼 神前読経

## 1はじめに

竹の台遺跡は静岡県伊東市岡字竹の台に所在する(図1)。この遺跡は伊東の市街地を北西に臨む台地上に位置し、標高20～25m程度の平坦地上に広がりをもち、周囲は住宅地として利用されている。遺跡の眼下には天城山地に源を発する伊東大川により形成された沖積地が広がり、現在は市街地が形成されている。この伊東市街地を臨む台地や丘陵裾部には多くの遺跡が位置し、その多くは縄文時代の遺跡である。特に戦前、國學院大学の江藤千萬樹等により調査された上ノ坊遺跡(縄文時代前期)が著名で、他に敷石住居跡が確認されている東小学校遺跡(縄文時代中期)も知られる。

遺跡が位置する伊東市岡字竹の台付近は旧国朝で云う「伊豆国田方郡久寝郷」に比定される。この伊豆国田方郡は現在の静岡県東部、熱海市・伊東市・伊豆市・伊豆の国市・三島市・函南町・清水町・沼津市の一部に該当し、伊豆国北半部を田方郡が占めている。「和名類聚抄」では伊豆国田方郡の郷名を、新居・小河・直見・佐婆・鏡作・茨城・依馬・八邦・狩野・天野・吉妻・有雜・久寝以上13郷を列記する。その中に久寝(クズネ)郷が見られる。伊豆東海岸部に臨む久寝郷は田方郡の東南部に位置し、南側は賀茂郡川津郷に隣接する。この久寝郷は坂本里と坂上里で構成されたことが平城京出土木簡でも確認される。竹の台遺跡と同時期

の遺物が出土した井戸川遺跡は北西に隣接し、竹の台遺跡と井戸川遺跡一帯が久寝郷の中心集落として認識することが可能であるが、井戸川遺跡の実態は判然とせず、該期の集落景観は明らかになっていない。



図1 遺跡位置図

この竹の台遺跡は縄文時代の遺跡としても、つとに知られていたが、昭和31年に伊東警察署庁舎建設の際の、市史編纂委員会の長田実氏・小出義治氏による発掘調査の結果、古代の竪穴住居跡が3軒発見されている。

本稿で対象とする出土資料は、静岡県教育委員会により平成元年に実施された伊東警察署新庁舎建設に伴う調査で得られたものである。この平成元年の調査成果は報告書により既に公表されているが、出土した墨書き土器を再評価することで、当該遺跡につき再認識を深めたい。検討不足の部分があるが何卒寛容願いたい。

## 2 竹の台遺跡の調査成果

小論を進めるにあたり、この平成元年度の調査成果（及川・鈴木1991）をまず概観したい。当該発掘調査における調査区は1～3区が設定され、縄文時代の敷石住居跡が下層にて、また奈良～平安時代にかけての竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝状造構等が縄文造構面より上層にて検出された。遺物として縄文時代の土器・石器以外に、灰釉陶器・須恵器・土師器をはじめ、金属製品が出土している。本稿で注目する墨書き土器は1区で多く出土している（図2・3）。

### （1）造構

1区における奈良～平安時代の造構として、竪穴住居跡（SB101～103）3軒、溝状造構（SD101）1条が検出されている。SB101は1区中央部よりやや南寄りの位置にて確認されている。住居跡北東隅部は後述するSB102の南西隅部と重複し、調査の結果、SB102より時期的に後出したと考えられる。住居の大半は1区西壁より調査区外へ延びている。北西隅部に柱穴が1基確認されている。遺物は須恵器（环蓋・高台付坏）、土師器（环・壺）、鉢帶金具、刀子である。

SB102は1区のほぼ中央部で確認されている。SD101により北辺部を破壊されており、また東辺部も調査区外に広がるため判然としないが、長方形に近い平面形と考えられ、調査区壁面の土層堆積状況から竪穴の存在が推定された。壁溝は調査区東壁際に確認されている。この住居跡は検出状況から、SB101とSD101よりも時期的に先行したと思われる。遺物の出土状況において、報告では「…覆土に大量の土器等の遺物が焼土と共に含まれており…」とあり、遺物には鉢帶金具や勾玉、墨書き土器が含まれていたとする。住居内覆土・床面出土の土器は報告書に図化されたものだけでも66点を数

え、そのうち土師器環52個体、壺3個体、小型壺3個体を数える。この点から住居内に廃棄された土器の主体は供器具が主体であったことが理解される。さらに報告者は「…廃棄住居跡に何らかの意図で焼土と遺物を廃棄していたものと考えられる。廃棄は一回に行われたものではなく、何度も漸次繰り返されていたことが堆積状況から確認された。また、遺物は焼土と共に出土しているが、直接火を受けた痕跡は見られないことから別地点から焼土と共に運ばれて廃棄されたものと考えられる。廃棄の理由については遺物の内容や堆積状況から祭祀に関連するものと推定される…」とする。出土土器の構成として灰釉陶器（壺）、須恵器（环蓋・無高台坏・高坏）、土師器（环・壺・壺）で、墨書きされた土器は土師器環に限定される。図化された土師器環52個体中18個体が墨書き土器である。これら遺物の大半は覆土中であるため、報告書の云う通り、SB102が営まれた時期より後出すものである。

SB103は1区の北半部で確認されている。住居跡は南西隅部が検出され、大半は調査区東壁以東に延びているが、住居跡北端付近は失われている。平面形はSB101・102とは異なり住居跡は直線的で、壁溝も認められる。SB103はどの造構とも重複関係は無く、後述するSD101より1mを満たない位置にある。従ってこのSB103とSD101は同時期に存在した可能性は低い。

SD101は1区のほぼ中央部、SB103とSB102の間に東西に横たわるよう位置する。造構東半部は調査区東壁より東へ延びる。このSD101の南辺はSB102の北辺と重複し、SB102より時期的に後出すものと推定されている。当該造構の北側底面に斜面状の高まりが認められており、その場所に遺物の出土が見られたとされる。遺物は須恵器（环）、土師器（环・鉢）である（註1）。

2・3区で確認された古代の造構は、竪穴住居跡（SB201・203・204・301）4軒、掘立柱建物跡（SH201～203）3軒、竪穴状造構（SX201・301）2基が確認されている。報告書ではいずれも平安時代のものと推定している。1区と比較して、2・3区付近は後世の土地利用による削平や、現代の擾乱を多く受け、残存状況が不良であったらしい。この2・3区で主要な造構はSB301・SX301・SH202である。SB301は計測値7.2m×4.6mを測り平面が長方形を呈する住居跡で、東西に長い竪穴住居跡か。北辺中央部のやや西寄りの位置と東壁中央部に竪穴が設えられている。この造構は北西隅部でSX301と重複しているが、調査結果からSX301

よりも時期が後出するものと考えられる。覆土中より須恵器（环蓋・坏・小型短頸壺）、土師器（坏）が出土している。SX301はSB301と重複し、時期的に先行するとされた遺構である。3区調査区北壁より北へ延びる遺構と考えられ、南辺は約9mを測りSB301より大きい。報告書では大型竪穴住居跡の可能性を指摘している。SH202は大型掘立柱建物跡とされるが、北側は残存不良である。検出された他の掘立柱建物跡と比較して、柱穴の平面形が方形に近く、かつ建物跡も規模が大きい点から、区別される。調査区自体が搅乱を多く受けたため判然としないが、SH202周囲に竪穴住居跡等が近接しない点も注目される。

以上1～3区の遺構群はその設営方向から、北を指向するSB101・SB103・SB301・SH202と北西を指向するSB201・203・204、SH201・SX201、SX301に大別され、集落構成として少なくとも2段階設定することが可能となっている。

## （2）遺物

平成元年における竹の台遺跡の調査成果では、前述したように出土遺物の中でも土師器坏が多数を占めている。この他にも須恵器や、極少数であるが灰釉陶器が確認されている。

竹の台遺跡における供膳形態の主体は駿東型坏である。内外面に横位のヘラミガキが施され、ロクロまたは回転台上で製作されたものと推定される。駿東型坏は池谷初恵氏（池谷1995）により坏B類に分類され、やや丸底気味の底部を有する坏B1類、平底化した底部を有する坏B2類、口径が縮小し、器高が高くなつた坏B3類に細分されている。前述の竹の台遺跡1区SB102は坏B1・2類の他に、時期的に後出する坏B3類も見受けられる。これら坏B類の様相から、8世紀後半から9世紀初頭にかけての特徴を備えている。ロクロまたは回転台上で製作されなかった坏（池谷分類で云う坏A類）は一切無く、他に甲斐型坏（池谷分類で云う坏C類）が散見される。ロクロまたは回転台上で製作された点では駿東型坏と共に通するも、体部外面のヘラミガキと下半部のヘラ削り、体部内面と見込みに放射状の暗文が見られる等の特徴により区別がされる。堀では駿東型堀（池谷分類で云う堀A類）は姿を見せず、専ら堀B類である点が特徴である。また3区SB301では坏B3類が一定量見受けられる。坏底径の縮小化が進み、口径と底径の比率が2：1付近となるため、時期がこの坏B3類が卓越する9世紀前半代に

かかる可能性がある。以上の点から平成元年度調査で確認された土器群は池谷氏による第II期（8世紀後半代）から平安時代にかかる限られた時期と考え、9世紀後半の土器群は判然としなくなる。

本稿で注目し、次章で検討するのが墨書き土器である。図2・3、表1に平成元年度に竹の台遺跡から出土した墨書き土器を集成した。図化された資料25点のうち18点が1区SB102から出土している。大半が土師器で高台の無い無台坏で、駿東型坏である。前述したとおり所属時期は8世紀後半～9世紀初頭にかけてのものと考えられる。墨書きの位置は底部外面が殆どである。2点ほど体部外面に墨書きされた資料がある。これまで竹の台遺跡では昭和31年の調査で「田」と書かれた墨書き土器が1点出土、また近年、伊東市教育委員会が実施した竹の台遺跡の調査では「橋」「大」「牧」「久」等が出土している（時枝2009）。これらと平成元年度調査で出土した墨書き土器の内容は異なる。この墨書き内容は次章で検討したいと思う。

金属製品では跨帶金具や刀子等が1区SB101・102から出土している。跨帶金具は共に丸軸でSB101とSB102の覆土から出土している。報告では一つの跨帶にセットのものと推定している。また報告では前述のようにSB102はSB101に時期的に先行しているとされ、廃棄された住居跡であるSB102に焼土と跨帶金具や墨書き土器を廃棄していたものとする。刀子はSB101とSB102から出土している。前者は隅の土坑からほぼ完形資料が1点、後者は破片が2点出土する。SB102からは鉄鑿片と考えられる資料が出土する。また袋状鉄斧が1点、出土地点が未記載であるが、報告されている。SB102からは蛇紋岩製と考えられる勾玉も出土しているが、時期は判然としない。

## 3 墨書き土器の再評価

前章では平成元年度の調査の成果を概観した。この調査で注目すべき成果は、1区SB102の覆土中から出土した墨書き土器群である。本章では墨書き内容毎に分析を試みる。

### （1）「大家」

「大家」は1区SB102より5点出土している。また「家」2点も「大家」と同意の可能性がある。「大□」は「大家」か。他に「大」が2点出土しているが、「大家」と関連性を求めることも可能である。この「大家」は「地名」・「人名」等の可能性が想起されたが、絞り込め

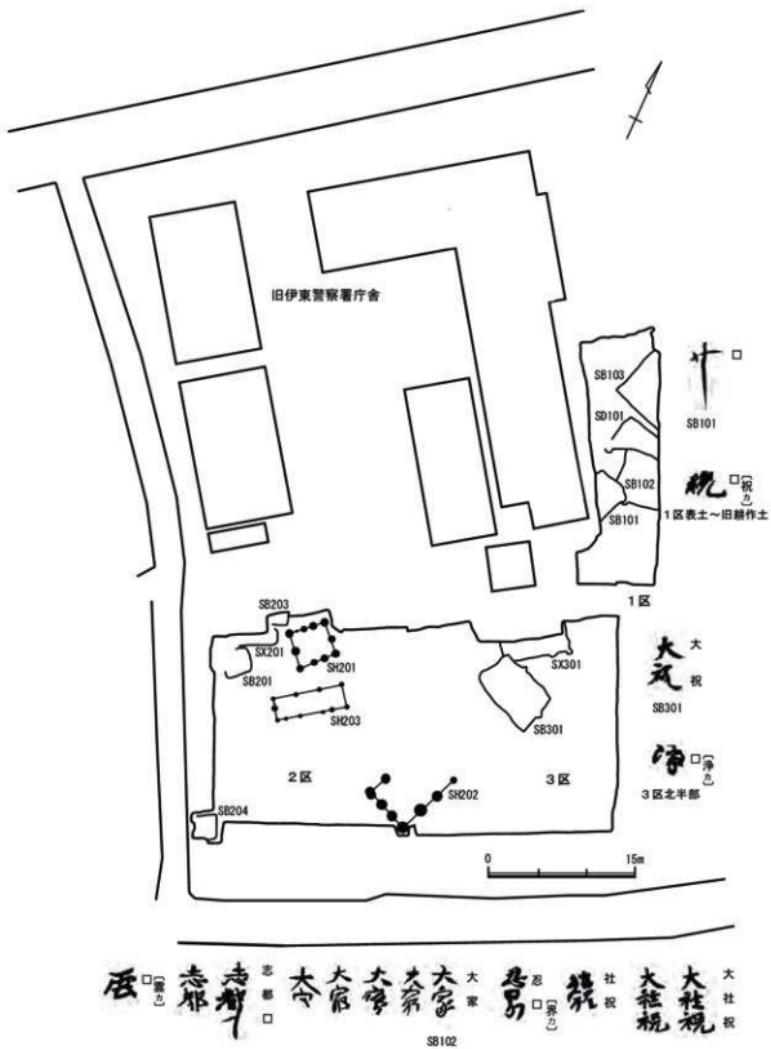
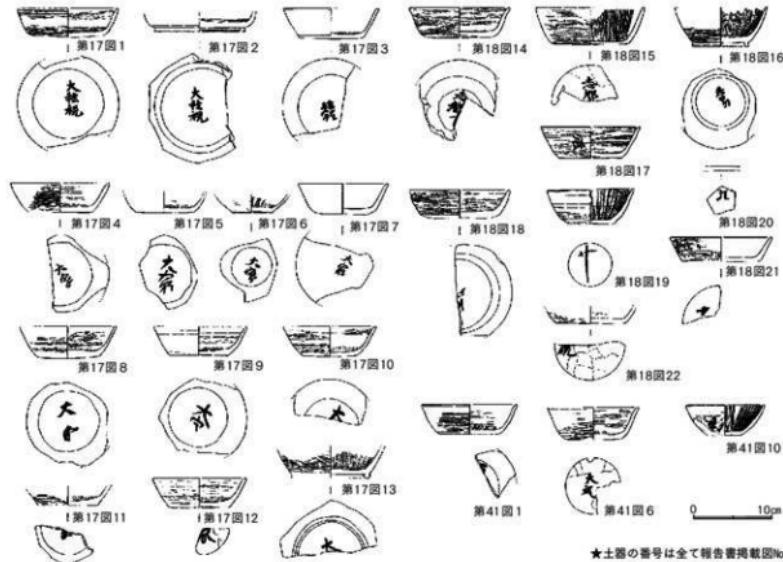


図2 平成元年調査検出遺構位置及び主要墨書



★土器の番号は全て報告書掲載図。

図3 墨書き土器

表1 竹の台遺跡平成元年出土墨書き土器一覧表

I区SB101

No.	報告書 掲載図No.	種別	器種	墨書き	
				内容	位置
1	第18図 18	土師器	無台环	<input type="checkbox"/>	底部外面
2	第18図 19	土師器	無台环	<input type="checkbox"/>	底部外面

I区SB102

No.	報告書 掲載図No.	種別	器種	墨書き	
				内容	位置
3	1	土師器	無台环	大社祝	底部外面
4	2	土師器	高台环	大社祝	底部外面
5	3	土師器	無台环	社祝	底部外面
6	4	土師器	無台环	大家	底部外面
7	5	土師器	無台环	大家	底部外面
8	6	土師器	無台环	大家	底部外面
9	7	土師器	無台环	大家	底部外面
10	8	土師器	無台环	大(川家)	底部外面
11	9	土師器	無台环	大家	底部外面
12	10	土師器	無台环	大	底部外面
13	11	土師器	無台环	<input type="checkbox"/> (家)	底部外面
14	12	土師器	無台环	<input type="checkbox"/> (家)	底部外面
15	13	土師器	高台环	大	底部外面
16	14	土師器	無台环	志都	底部外面
17	15	土師器	無台环	志都	底部外面
18	16	土師器	高台环	志(川界)	底部外面
19	17	土師器	無台环	<input type="checkbox"/> (家)	体部外面
20	20	土師器	無台环	<input type="checkbox"/>	底部外面

1区SD101

No.	報告書 掲載図No.	種別	器種	墨書き	
				内容	位置
21	第18図 21	土師器	無台环	<input type="checkbox"/>	底部外面

1区土器～旧耕作土

No.	報告書 掲載図No.	種別	器種	墨書き	
				内容	位置
22	第18図 22	土師器	無台环	<input type="checkbox"/> (口祝)	底部外面

2区西側

No.	報告書 掲載図No.	種別	器種	墨書き	
				内容	位置
23	第41図 1	土師器	無台环	<input type="checkbox"/>	底部外面

3区SB301

No.	報告書 掲載図No.	種別	器種	墨書き	
				内容	位置
24	第41図 6	土師器	無台环	大祝	底部外面

3区北半

No.	報告書 掲載図No.	種別	器種	墨書き	
				内容	位置
25	第41図 10	土師器	無台环	<input type="checkbox"/> (口淨)	体部外面

るものがない。当該遺跡付近では「大家」と称する郷名は無く、管見に入る範囲内において武藏国入間郡大家郷・上野国多胡郡大家郷・越後国古志郡大家郷・石見国邇摩郡大家郷・備後国安那郡大家郷・豊前国下毛郡大家郷・薩摩国出水郡大家郷等が古代の郷名として周知されるが、いずれも遠隔地のため可能性としては低い。また現在の伊東市内に大字・小字名として「大家」に該当するものは現時点では見出せない(加藤2000)。人名に可能性を求める場合、久寝郷の住人に關する資料は平城京跡出土木簡中に求められる。木簡には津守部、日下部、矢田部、物部、若桜部が散見されるが「大家」を含む人名は認められていない(山本2007)。ここで新たな可能性として示されるのは「家号」である。原秀三郎氏は千葉県吉原三王遺跡出土事例にある墨書土器「大家」は遺跡全体を束ねる主屋と述べている(原1988)。また関和彦氏によれば『日本靈異記』・『播磨國風土記』の記載から「…同姓が多い村落では対国家關係以外の日常生活では一般的に「氏名(部姓は)」使用しなかったと考えたい…」とし、古代「家号」の存在を確認できるとしている(関1994)。この点からすれば、件の竹の台遺跡出土の墨書土器「大家」は「人名」「地名」ではなく「家号」と考えてよろしいのではないか。「大家」はSB101・102にて銅帶金具が出土した点を勘案すれば、集落内の有力者を示すものと考える。

## (2)「大社祝」「社祝」「大祝」「祝」

竹の台遺跡では第1表にもあるように「大社祝」の他に「社祝」「大祝」「祝」が確認される。この平成元年度の調査では「祝」と思しき墨書土器は5点を数える。そのうち1区SB102では「大社祝」2点、「社祝」1点が出土している。これら「祝」は神職名と考えられる。「祝」は「はぶり」「ほうり」と読む。神社に奉職する神職を意味するものと考えられ、「禴宜」と同様、祭祀・社務等を担う職名と推定される。織れを「放り去る」との意とも考えられるこの「祝」は職員令神祇官条で国司により神社の封戸である「神戸」から選び(黒板他1987)、神祇令神戸条にはこの神戸の調庸、田租が神宮造や調度に充てられると定めている(黒板他1987)。

神職である「祝」に係る出土遺物として、まず墨書・刻書土器が想起される。国内で「祝」と書かれた土器が出土したのが、山形県酒田市南興野遺跡、岩手県盛岡市細谷地遺跡、千葉県成田市台方下平II遺跡、千葉県

香取市多田寺台遺跡、山梨県蘿崎市宮ノ前遺跡、富山県小矢部市桜町遺跡、島根県出雲市青木遺跡等が知られ(註2)、これらの遺跡のうち、墨書土器と神職との関連性が理解されるのが、桜町遺跡と青木遺跡である。

桜町遺跡は越中国砺波郡長岡郷の中心地とも推定された遺跡である(久々・塚田他2003)。1987年度調査区(中出地区)のSD11より平安期と推定された「長岡神祝」「大祝」「祝」「禴宜」「大社祝」「祝」と書かれた墨書土器、斎串724点の他に灯明皿5点が出土し、報告では墨書土器が「延喜式」卷九神名帳にある「長岡神社」の神職である可能性が指摘されている。島根県出雲市にある青木遺跡は出雲国出雲郡の伊努郷・美談郷との境界付近で、遺跡からは神社推定遺構、果実埋納遺構等が確認され、神像、絵馬が出土している。また遺跡からは約600点の墨書土器が出土し、中には神社に係る墨書「美社」「神財」「祝」が散見され、「出雲國風土記」に云う「彌太彌社」「彌陀彌社」、「延喜式」卷九神名帳にある「美談神社」の可能性が指摘されている(今岡他2006)。これら2遺跡の例から墨書土器「祝」と式内社との関連性が問われている。

さて、件の竹の台遺跡の南西約300mの位置には、「葛見神社」が鎮座する(静岡県郷土研究協会会1941・菱沼1981・木村1987)。伊東市域に式内社に比定される神社がいくつか存在するが、葛見神社が遺跡と最も近接する。その主神は葛見神とされるが詳細は判然とせず、相殿に倉稻魂命、即ち稻荷神が祀られている。この神社の創建年代は不明で古文書・古記録の類は現在世せず、神社の沿革は判然としない。ただし「延喜式」卷九の神名帳には伊豆国に鎮座する神社名が列記され、竹の台遺跡が位置する田方(タカタ)郡には廿四座の神社名が挙げられている。その中の「久豆弥(クツミノ)神社」が記載され、この久豆弥神社を現在の葛見神社に比定する意見が大勢を占め、定説化している。前述したように『和名類聚抄』では伊豆国田方郡の郷名を列記しているが、その中に久寝(クズネ)郷が見られる。現在伊東市内には久須美元和田という地名が残るように(図1)、神社一帯は久寝郷の比定地範囲内であり、「延喜式」久豆弥神社の久豆弥は「久寝」「葛見」等、地名に由来するものと理解されている。

以上のように竹の台遺跡が周知の伊豆国田方郡久寝郷の構成集落のひとつという点、式内社と考えられる葛見神社から約300m以内という至近距離にあり、そして富山県桜町遺跡・島根県青木遺跡の例も勘案すれば、遺跡出土土器に見る墨書「祝」は葛見神社の神職と推

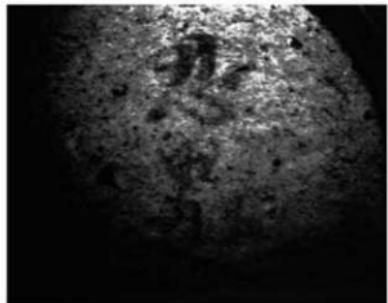


図4 「忍□〔界カ〕」赤外線画像

定することができる。さらに職員令神祇官条にあるように「祝」は国司により「神戸」から選ばれた点から、当該跡が葛見神社の神戸集落であった可能性がある。伊豆国における神戸は「大同元年牒」(黒板他1967)に記載されたように、伊豆三嶋神に対し、天平寶字2(806)年9月には9戸、12月に4戸寄進されていた。また伊豆国内には鏡作神(鏡作坐天照御魂神社カ)の神戸16戸の記載があり、当該墨書土器群とほぼ同時期の神戸の状況を示している。この「大同元年牒」に葛見神社の神戸にかかる記載は無いが、これには該期(西暦806年)における国内の神戸全てを反映したものではないと考える。

『延喜式』巻九の神名帳で伊豆国賀茂郡には伊豆三島神社・伊古奈比咩命神社・物忌奈命神社・阿波神社、田方郡で楊原郡神社が名神・大社とし、葛見神社は「大社」とされていない。しかし静岡縣郷土研究協会會の『静岡縣神社志』では「…往古は久須美神社或は久宿大社と稱し、正徳年間には葛見大社とも稱した…」とあり、秋山富南原著の『豆州志稿』(戸羽山1967)には元禄10年(1697)の上梁文を紹介し、葛見神社は鎮座以来々「大社」と称した時代があったとの記述がある。この点からすれば、墨書土器に見る「大社祝」(おおやしろのはふり)については、伊豆国内の大社の祝を示す可能性の他に、むしろ葛見神社(葛見大社カ)の「祝」を示す可能性がある。先に触れた富山県桜町遺跡出土墨書土器に「長岡神祝」「大祝」「祢宜」「祝」の他に「大社祝」があることから、越中国礪波郡式内社の長岡神社では複数の神職が存在していた可能性があるが、当該葛見神社でも「社祝」以外に「大社祝」が存在した可能性を認める。また「祝」としての格を示す可能性もあり、検討を要する。

### (3)「忍□〔界カ〕」

次に「忍□〔界カ〕」を考えたい。前述した「祝」類の墨書土器と異なり1点のみの出土である。1文字目にある「忍」は肉眼でも識別が可能である。2文字目は報告書で「界か?」と述べている。「界」の上半部「田」の部分は明瞭であるが下半部は肉眼で判然しなかったため、赤外線カメラでの観察の結果(第4回)、報告者と同様「界」であるという意見を持つ。今後の諸研究者による分析を待ちたいところである。

仮に2文字目を「界」とし、「忍界」とすれば、仏教用語の可能性が想起される。「娑婆世界」と同意の「堪忍世界」という語があるが、『仏教学辞典』の「娑婆」の項で「釈迦牟尼仏が教化するこの世界のこと。sahaは忍、堪忍と訳し、聖者が労倦を堪え忍んで衆生を教化するから、この世界を忍土、界、堪忍土、堪忍界ともいう。また、この世界の衆生は、内には煩惱があり、外には風雨寒暑などがあって、苦しみを堪え忍ばなければならぬから、忍土といつてする説がある…」と解説(多屋他1999)している。また『織田佛教大辭典』(織田2005)では「此界の衆生は忍て惡を爲すが故に、又諸の菩薩が教化の爲に忍びて労倦を受くるが故に堪忍世界と名ぐ…」とする。乃ち「忍界」は「娑婆」や「堪忍界」等同意語が多数あることが分かる。さらに經典が漢語への翻訳された際に用語の統一がなされるため、經典毎に用語の使用・不使用の差が明瞭である。「大正新脩大藏經」中の經典で「忍界」が使用されるのが「正法華經」で18箇所、「大哀經」11箇所、「最勝問菩薩十住除垢斷結經」10箇所、「佛說如幻三昧經」8箇所等である(註3)。最も「忍界」を多く使用する「正法華經」は日本国内で最も使用された「妙法蓮華經」よりも早く、西暦286年に西晋の竺法護により漢訳されている。西暦406年に鳩摩羅什により漢訳され現在も使用される「妙法蓮華經」では「娑婆世界」と訳され、「忍界」は使用していない。また西暦668年に釋道世により完成された「法苑珠林」卷第二では、「…名爲三千大千世界。號爲娑婆世界。梵本正音。名爲索諦世界。依自賢三昧經。云娑婆世界者。漢言忍界謂此土人物剛強難忍事故。立名號爲忍」と解説し、娑婆を娑婆世界とし、中国では娑婆世界を「忍界」と呼ぶことを紹介する。ここで注意しなければいけないのが、墨書の内容が「忍界」としても、上記の意そのままに墨書したものではなく、むしろ沙弥・比丘等の仏教者、僧の名と考被される点である。

#### (4) 「志都口」「□〔雲カ〕」「□〔浄カ〕」

竹の台遺跡では「志都口」「□〔雲カ〕」「□〔浄カ〕」という墨書き土器も出土している。いずれもその意味を特定し得る材料が無い。「志都口」は「しと」「しづ」か。これは伊東市内の大字・小字に見られないため地名ではない。神社に関連する用語の可能性があるが、今後の分析にゆだねたい。「□〔雲カ〕」も同様である。参考例として近隣では神奈川県平塚市神明久保遺跡で出土例があげられる（青地1989奈良・平安1995平塚市2001）。相模国国府域にあたるこの遺跡で昭和63年に行われた緊急調査（第2地区）により「雲」と墨書きされた土器20点、「山雲」が1点出土している。調査面積120m<sup>2</sup>の範囲の中に竪穴住居跡が35軒検出されており、墨書き土器は主に竪穴住居跡からの出土で、全て壊である。「雲」と墨書きされた土器は相模国国府域では神明久保遺跡第2地区の他に1点高林寺遺跡からの出土が伝えられるのみで、国府域内で普遍的に使用・機能した墨書き土器では無いことが推定されている。件の神明久保遺跡の「雲」の墨書き位置は外側・内側に認められている。この竹の台遺跡における「□〔雲カ〕」は相模国府の例との関係性は希薄と考えられる。

「□〔浄カ〕」は坏体部外面に墨書きされるが、天地を逆さまに書かれている。この墨書きは体部外面に墨書きされている（表1）。意味は判然としない。

なお伊東市教育委員会による竹の台遺跡の調査では、「祝」「大家」等は見出せておらず（註4）、これらの集落内での墨書き土器の偏在性が窺うことができる。

#### 4 神戸集落内での行為

前章まで述べた調査結果や墨書き土器の再評価を整理すると、①竹の台遺跡の平成元年度調査区は、式内社葛見神社の神戸がいた集落の一部である可能性がある。②集落内の有力者「大家」や「大社祝」等が参加したある行為に使用された坏類がSB102に複数回にわたり大量に廃棄されたこと。③その行為は8世紀後半から9世紀初頭に行われた。④僧名と思しき墨書き土器がある。⑤9世紀以降、調査区内では生活の痕跡が薄くなる。等①～⑤に整理される。

②に示した竹の台の神戸集落で行われた行為について、その可能性を想起することが許されるものならば、まず「郷飲酒礼」が検討の俎上に挙げられる（義江1996）。「令集解」儀制令の春時祭田条には春時祭田の日に飲酒等を基軸とした祭礼が、郷の住民により行われる様が描かれている。ここで「令集解」が引用した

大賣合の注釈書「古記」の文には、村の「社神」の元に人々が集まる祈年祭のようなものとし、郷飲酒礼は郷家に準備するとある。また「一云説」が述べるには、社に「社首」を置き、村人に神幣を輸せしめている。また社首は家毎に稻を出させ、出舉で利益を出して、前もって酒を造り、村人にふるまう食事の準備をする。そして祭りの日に、村人を悉く社に集め、國家の法を知らしめるとある。

しかし平成元年度調査の成果は、春時祭田条にある「社」における郷飲酒礼を直接裏付ける資料ではなく、土師器坏類は住居内へ廃棄されたものに過ぎず、調査区内で神社遺構と呼べる遺構は無い。前述の島根県青木遺跡ではIV区にて神社遺構が確認され、隣接するI区では共同飲食儀礼が行われ、その場で土器が投棄されたと推定し、神社隣接地での飲食にかかる行為が行われていた実例が示された。件の平成元年度調査で確認された大型掘立柱建物跡SH202は、他のSH201・203と比較して、柱穴の平面形が方形、かつ建物跡も規模が大きい点で区別される。この調査区自体多くの搅乱により判然としないが、SH202と竪穴住居跡の間に一定の距離を開けている状況から、想起されるのがSH202は神社建築物である可能性の有無である。件の島根県青木遺跡では方形貼石区画及び柱建物跡、加えて絵馬・神像及び大量の墨書き土器等を含めて神社遺跡として総合的に判断されていると比較し、件のSH202は規模が他の2棟と異なり、竪穴住居跡周囲に僅かな聖俗隔離を意図した空閑地があるようにも見えるが、SH202には神社遺構として比定しうる材料が無いと言える。前述したように春時祭田条は「社」に參集しての行為であるため、竹の台遺跡で墨書き土器を含む土師器坏を多く使用したその行為が、春時祭田条に見る行為には限定できない。祭祀後に行われた直会のような飲食行為と考えておく。

ここで、もうひとつ問題があげられるのが「忍□〔界カ〕」である。僧名であるならば、神戸集落内での仏教活動を認める事になるが、付近に古代寺院に比定される遺跡は見出されていない。伝承で葛見神社の別当職を務めた慶裡山東光寺（庵寺）が、神社に近接する瓶山の麓辺りにあったとされ、現在では法灯を受け継ぐ稲荷山東林寺が神社南方、同じく瓶山の麓にある。その瓶山には12世紀代に東林寺朝日山経塚が造営されている。葛見神社には伊東一族により稲荷神が勧請され、東光寺及び東林寺は伊東氏再興という伝承が残る。近世段階では葛見神社と東光寺は、走湯山の行者による

伊豆峯巡路ルート中の押所としても機能している（深澤他2012）。葛見神社と寺院との関連は伊東氏の関与を考慮すれば12世紀代まで遡ることができるが、現時点では墨書き土器が使用された8世紀代まで遡れる文献資料等は見出されていない。

ここで8世紀代における神社・神官層と仏教との関連性が明らかな例として、篠生衛氏が分析した下総国香取神宮及びその神戸集落遺跡がある（篠生2005b）。同神宮神戸大槻櫛に比定される吉原三王遺跡に神官層が居住し、他の集落遺跡である多田寺台遺跡や多田日向遺跡・鐵幡妙見堂遺跡で、8世紀中葉から仏教遺跡や仏堂と考えられる遺構が出現する。これらは墨書き土器の内容等から香取神宮・神官層である「赤祝連」「中臣部」一族の関与するものと理解される。また香取神宮と仏教施設のある多田寺台遺跡とは約2kmと一定の距離を置くため、神仏隔離への指向性も指摘される。

この神仏習合（吉田1996）は、靈龜元年（715年）の越前国氣比神宮寺を文献上の嚆矢とする。養老年中の若狭國若狭彦神社に隣わる神願寺、天平勝宝年中の満願による常陸國鹿嶋神宮寺の開創、天平寶字元年（757）の同じく満願による相模國箱根權現奉斎、天平寶字7年の満願による伊勢國多度神宮寺開創が著名である。竹の台遺跡近隣における神仏習合の動きとして、満願による相模國箱根權現の開創が着目され、また修驗・山林修行にかかり役行者の影響も想起される。役行者の伊豆流罪は文武天皇3年（699）で、赦免は大寶元年（701）のことである。このように伊豆国では役行者を嚆矢として、山林修行及び神仏習合のいち早く波及したことが想定される。山林修行を癪癪させる遺跡は河津町の春藏遺跡があげられる（宮本他1992）。8世紀第4四半期から10世紀前半にかけて継続した集落遺跡であるが、一時期に2軒程度の堅穴住居が営まれ、いずれも転用硯・灯明皿・墨書き土器が出土する特殊な遺跡である。また堅穴住居跡2基より9世紀第1四半期と思しき瓦鉢が出土している。さらに読経や写経等を想起させる硯や灯明皿の出土から、春藏遺跡は山林修行の場で、平安仏を有する南禅寺との関連が想起される（勝又2002・植松2008）。

翻って竹の台遺跡を検討すると、件のSB102出土の墨書き土器「忍口〔界カ〕」が僧侶の名を示し、この僧が自身で「祝」や「大家」と共に祭祀へ参加したという解釈が可能ならば、神仏習合の表象化ともいいくべき神前読経が行われた可能性が浮上する。そもそも神前読経は、神々に仏教の經典を奉読する行為である。文献

上では延暦13年（794）に豐前國八幡・筑前國宗形・肥後國阿蘇の三神社で読経をさせるために、少僧都伝燈大法師位の等定が派遣される記事を最古であるが、既に奈良時代から行わっていたと推定されている（熊谷1987）。また延暦13年の事例以前から、災いを祓うために奉幣と読経が行われ、同様の意識下で神前読経が盛行したとする（出淵2001）。さすれば葛見神に除災を祈念する神前読経が行われ、その後、祝や僧等、大家等が飲食を共にしたのかもしれない。

## 結語

現時点においては、竹の台遺跡における平成元年度の調査で確認されたSB102内に廃棄された土器群は、葛見神社の神戸集落内で行われた、複数回にわたる祭祀に伴う直会等に伴うものと解釈され、そこには「大家」や神職である「大社祝」「社祝」が参加したものと考える。また「忍界」による神前読経が催された可能性があることを指摘しておく。

自分は墨書き土器について全くの門外漢であり、わずかに「忍口〔界カ〕」という墨書き土器を突破口として、いたずらに時間をかけて、まとまりの無い検討をしてしまった。今後、諸氏のご指摘・ご教授を待ちたいと思う。

## 謝辞

本稿執筆にあたり、竹の台遺跡調査を担当された及川司氏・鈴木良孝氏に感謝申し上げる。また篠生衛氏（國學院大學）をはじめ、金子浩之氏・杉山宏生氏・浦志真孝氏（以上、伊東市教育委員会）・池谷初恵氏（伊豆の国市教育委員会）・大森信宏氏（静岡県埋蔵文化財センター）には御指導・御協力を賜った。最後にお礼申し上げる。

## 図註

第1図 國土地理院発行1:25,000地形図「伊東」を使用。

第2図 報告第4・5・31図等を合成・編集。

第3図 報告第17・18・41図を合成・編集。

第4図 この写真是大森信宏氏が当センターの赤外線テレビカメラにより撮影したものである。

## 註

1 SD101から出土した遺物の中に、仏具である瓦鉢に似た資料（第19図8）が報告されている。諸氏と実物を検討した結果、鞍東型環・甲斐型環等同時期の土器群とは異なる胎土であることを理解した。またこの胎土及び口唇部直下の沈線等の特徴が繩文土器に酷似する点等から、

- 本文ではこの資料の分析を保留した。
- 2 「祝」出土遺跡の検索は、墨書き土器・刻畫土器のデータは明治大学日本古代学研究所のデータベースを基調としている。
- 3 経典中の單語検索には、「大藏經テキストデータベース研究会(東京大学大学院人文社会系研究科次世代人文学開発センター)」のデータと「大正新脩大藏經」を利用した。
- 4 金子浩之氏・杉山宏生氏のご厚意により、実見させていただいた。
- 引用・参考文献**
- 青地俊郎 1989 「VII 神明久保遺跡」「平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2」 平塚市教育委員会
- 池谷初恵 1995 「第3節 伊豆国における奈良平安時代の土器様相—三島市志町田遺跡を中心として—」「大場川遺跡群」 三島市教育委員会
- 出渕智信 2001 「神前統経の成立背景」「神道宗教」 第181号 神道宗教学会
- 今岡一三・平石 充・松尾充品 2006  
「青木遺跡II 弥生～平安編」 島根県教育府理蔵文化財調査センター
- 植松章八 2008 「静岡県における村落内寺院・仏堂風建物」「静岡県考古学研究」40 静岡県考古学会
- 及川 司・鈴木良孝 1991  
「竹の台遺跡」 静岡県教育委員会
- 織田得能 2005 「織田佛教大辞典」 大藏出版
- 勝又直人 2002 「静岡県における古代仏教遺物の様相」「研究紀要」9 財团法人静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 加藤清志 2000 「伊東の地名」 サガミヤ
- 木村 博 1987 「葛見神社」「日本の神々 - 神社と型地 - 第10巻(東海)」 白水社
- 久々忠義・塙田一成他 2003  
「桜町遺跡発掘調査報告書弥生・古墳・古代・中世編I」 小矢部市教育委員会
- 熊谷保孝 1987 「平安時代前期における神前説経について」「神道宗教」第129号 神道宗教学会
- 黒板勝美・國史大系編集會 1966  
『令集解 後編』 吉川弘文館
- 黒板勝美・國史大系編集會 1967  
『国史大系27 新抄格勅符抄 法曹類林 類聚符宣抄 繼左丞抄 別聚符宣抄』 吉川弘文館
- 黒板勝美・國史大系編集會 1987  
『令義解』 吉川弘文館
- 笛生 衛 2005a 「神仏と村景観の考古学」 弘文堂
- 笛生 衛 2005b 「東国神都内における古代の神仏関係—香取郡・香取神宮周辺の事例から—」「神道宗教」第199・200号 神道宗教学会(笛生 衛 2012 「日本古代の祭祀考古学」 吉川弘文館に再録)
- 静岡縣郷土研究協会会 1941  
『静岡縣神社志』(1980年復刻)
- 間 和彦 1994 「日本古代社会生活史の研究」 校倉書房
- 多星類俊・横超智日・船橋一哉 1999  
『新版 仏教学辞典』 法藏館
- 時枝 務 2009 「木簡と墨書き土器の語り」「図説 伊東の歴史」伊東市教育委員会
- 戸羽山 澄編 1967  
『増訂豆州志稿・伊豆七島志』長倉書店
- 奈良・平安時代研究プロジェクトチーム 1995  
「神奈川県の墨書き土器について」「神奈川の考古学の諸問題(II)」「神奈川県立埋蔵文化財センター」
- 西田長男 1978 「僧満願の神宮寺創立」「日本神道史研究 卷四 中世編(上)」講談社
- 原秀三郎 1988 「土器に書かれた文字—土器墨書」「日本の古代14 ことばと文字」中央公論社
- 平塚市博物館 2001  
『平塚市史別編 古考古基礎資料集成3 平塚市内出土の墨書・刻畫土器』
- 菱沼 勇 1981 「久豆彌神社」「式内社調査報告第十卷伊豆國・甲斐國」 皇學館大學
- 深澤太郎他 2012  
『伊豆修驗の考古学的研究—基礎的史料資料の再検証と「伊豆峰」の踏査』國學院大學
- 宮本達希・長井正欣 1992  
『春藏遺跡』河津町教育委員会
- 山本幸司 2007 「第3章 古代の伊東と宇佐美」「伊東市史 史料編 古代・中世」伊東市史編集委員会
- 義江彰夫 1996 「神仏習合」岩波書店
- 吉田一彦 1996 「多度神宮寺と神仏習合—中国の神仏習合思想の受容をめぐってー」「古代王權と交流4 伊勢湾と古代の東海」名著出版
- 【經典】**
- 竺法護譯「正法華經」  
(大正新脩大藏經刊行会 1988)  
『大正新脩大藏經』第9卷 所収)
- 釋尊世撰「法苑珠林」  
(大正新脩大藏經刊行会 1990)  
『大正新脩大藏經』第53卷 所収)

## 【研究ノート】

# 牧之原市大ヶ谷横穴墓群出土金属製品について

大谷 宏治

**要旨** 牧之原市大ヶ谷横穴墓群は横穴墓が多い東遠江でも最も東側に位置する横穴墓群である。当横穴墓群は調査が行われ、豊富な遺物が出土しているものの、金属製品については一部の資料を除いて写真の提示に留まり、実測図が公表されていなかった。このことから重要資料であるにもかかわらず、研究に取り上げられることも少なく、また横穴墓の正当な評価にあたっても支障をきたしていることから、小論では大ヶ谷横穴墓群から出土した既報告資料を含めて金属製品を資料紹介するものである。

**キーワード：**横穴墓 金銅装十字文楕円形鏡板付樽 金銅装馬具 大刀 鉄鎌 鉢 U字形鍛先

## 1はじめに

筆者らはこれまでに東海地方の馬具や装飾付大刀、静岡県内の鉄鎌などについて集成（註1）を行ってきた。その中で牧之原市（旧・榛原町）に所在する大ヶ谷横穴墓群出土の金属製品については、三環環頭大刀は実測図が公表されているものの、馬具や鉄鎌などは報告書（榛原町教委1990）では写真の掲載に留まっていた。このため馬具と装飾付大刀の集成当時（2005年）に榛原町郷土資料館（当時、現在閉館）が所蔵する遺物については実測し公表したものの、報告書に写真のみ掲載された金属製品については実測を行うことができず、写真トレースを掲載するにとどまった。しかし、横穴墓の評価を行う際には非常に重要な遺物群であること、写真のトレースでは詳細な分析を行う上では情報不足の感が否めないこと、当時報告した馬具の掲載縮尺が小さく材質などは報告していないことを踏まえて、小論では大ヶ谷横穴墓群出土の金属製品について実測図を示して資料の紹介を行い、今後の遺物の検討や横穴墓群の性格などの検討に向けた基礎資料としたい。

なお、紙幅の関係で、今回は資料紹介に留め、遺物の評価や横穴墓群の評価については稿を改めて行いたい。

## 2 大ヶ谷横穴墓群の概要

大ヶ谷横穴墓群は、牧之原市（旧・榛原町）勝間字大ヶ谷に位置する横穴墓群（図



図1 大ヶ谷横穴墓群と主な周辺の古墳の位置

表1 大ヶ谷横穴墓群の群構成と横穴墓数

横穴墓文部省番号	榛原町教委1990	基数	横穴墓番号
			榛原町教委1990
A支群	1 小支群	1	①-1 (1-1)
	2 小支群	4	②-1~4 (2-1~4)
	3 小支群	4	③-1~4 (3-1~4)
	4 小支群	7	④-1~7 (4-1~7)
	5 小支群	?	横穴墓の所在の可能性
	6 小支群	2	⑥-1~2 (6-1~2)
	7 小支群	8	⑦-1~8 (7-1~8)
	8 小支群	4	⑧-1~4 (8-1~4)
C文群	9 小支群	1	横穴墓ではない可能性あり
	10 小支群	8	⑩-1~8 (10-1~8)
-	B支群	11 小支群	1 ⑪-1 (11-1)
-	D支群	12 小支群	?
合計	4 文群12 小支群	40	基以上

※榛原町教委1990をもとに作成。



A～Dの4支群、12小支群40基が確認されている。  
 図2 大ヶ谷横穴墓群の横穴墓の分布  
 (1:6,000, 棚原町教委1990より引用)

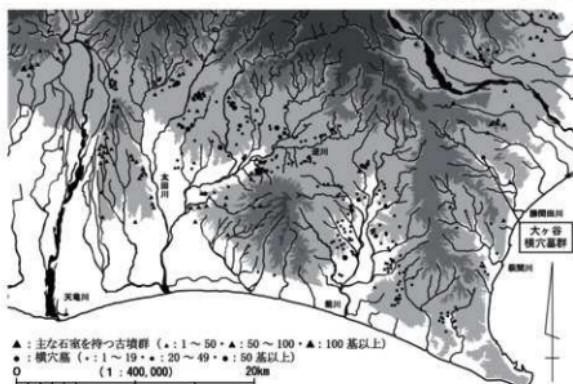


図3 遠江における横穴墓群と主な古墳群の位置 (大谷2011—図13を一部改変)

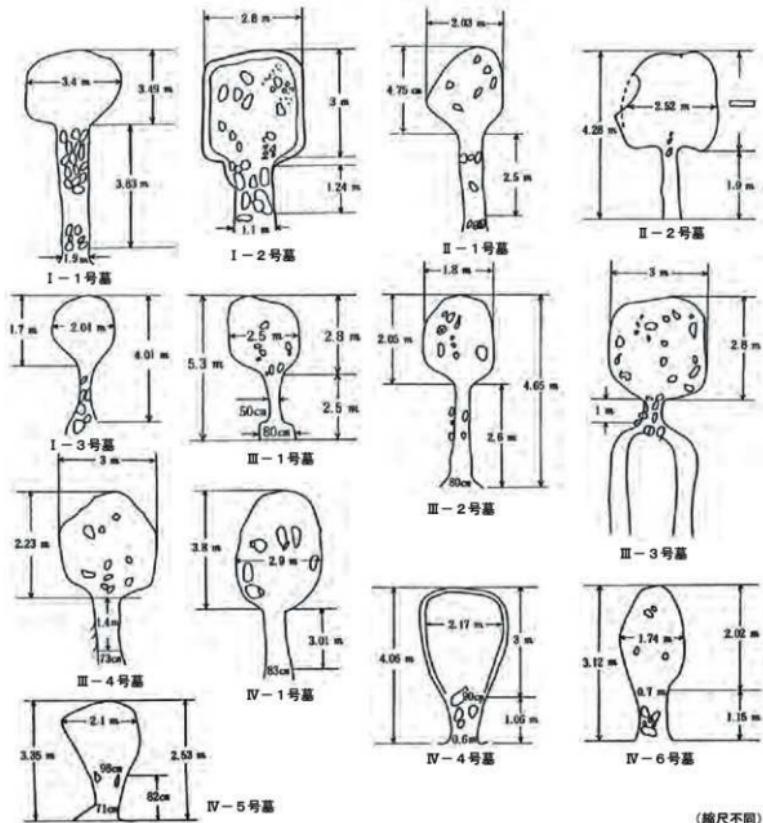
1)で、勝間田川の左（東）岸、牧之原台地から南側に向かって延びる尾根の東側斜面に多くの横穴墓が開削されている（図2）。横穴墓の築造数が2400基以上（静岡県考古学会2001）と全国的にみても非常に多い太田川～勝間田川流域の東遠江の中でも最も東に位置する横穴墓で群ある。また、当横穴墓群から3～4km南側の、勝間田川の左岸には金銅製馬具や装飾付大刀が出土した仁田山ノ崎古墳や鍋坂3号墳などが位置しており（図1）、全国的に見ても横穴墓と古墳との差異について分析するには非常に重要な地域である。

大ヶ谷横穴墓は、昭和32・33（1957・58）年に飯塚悟朗氏、久永春男氏の指導により棟原高校地歴クラブにより実測調査（昭和32年）、発掘調査（昭和33年）が実施され、昭和62（1987）年～平成元（1989）年に静岡県教育委員会・棟原町教育委員会による詳細分布調査が実施されている（棟原町教委1990）。棟原高校の調査では38基が確認され、10基程度が調査された（棟原町1985）。横穴墓の形状について、天井形態はドーム形で、平面形は隅丸方形、やや不整形な梢円形であること、閉塞方法は河原石積みによる円礫積み閉塞であるが判明している。また、出土遺物が豊富であり、装飾付大刀や金銅製馬具のほか、U字形鍵先、須恵器などが出土したことが報告されている。

静岡県教育委員会と棟原町教育委員会の詳細分布調査時には4支群12小支群約40基の横穴墓が確認されている（棟原町教委1990、註2、図2）。この調査は、詳細分布調査によって行われたもので、主に横穴墓の基數の確認といくつかの横穴墓についてトレンド調査が

行われ、横穴墓の平面形状や閉塞方法などが明らかにされている。この調査によって横穴墓の閉塞方法は河原石を積み上げる円礫積み閉塞であることが追認されている。

また、足立順司氏が城郭部や棟原郡の古墳時代後期～奈良時代の分析を行なうに当たり、本横穴墓群出土の馬具と「鉢」（註3）を図化し報告している（足立2011）。



(縮尺不同)

図4 大ヶ谷横穴墓群の各横穴墓の平面形態と大きさ（棟原町教委1985より引用）

### 3 出土遺物の概要

表2に示したように、金属製品は複数の古墳から出土しているが、棟原高校の発掘調査後静岡県教育委員会と棟原町教育委員会の詳細分布調査までの間に、各横穴墓群出土遺物が混在してしまい、三重環頭大刀や銀先、矛石突などの特徴的な遺物を除いて、大刀や刀子・鉄鎌などは出土横穴墓を特定できない。

また、現状ではIII-1号墓から出土した「鑿」とされる遺物については今回の報告する遺物の中には確認できない。報告当時、鉄鎌や刀子を誤認したか、あるいは該当する遺物が既に失われた可能性がある。

なお、遺物紹介にあたり、小論では三重環頭大刀な

どが棟原高校調査時の横穴墓名で報告・研究されていることを考慮し、棟原高校調査時の横穴墓番号で報告する（注4）。静岡県教育委員会と棟原町教育委員会の詳細分布調査時に付加された横穴墓番号（棟原町教委1990）については、表1・2に棟原高校調査の横穴墓番号との対応関係を示したので、それを参考にされたい。

また、大ヶ谷横穴墓群出土遺物のうち静岡県教育委員会が管理する金属製品と棟原町郷土資料館が所蔵する遺物があることから、ここでは別々に紹介する。

## 4 静岡県教育委員会が管理する遺物

### (1) 概要

静岡県教育委員会が管理する金属製品には、馬具、刀装具、鉢（石突）、農具（U字形鍬先）、刀子がある。

金銅装馬具・鉢の石突がI-1号横穴墓（以下、○号横穴墓については○号墓と省略する）、鍬先がIV-1号墓であること以外は、出土した横穴墓を特定できない。

### (2) 馬具（図5・6）

ここに紹介する馬具のほかに、第5章で後述するように榛原町郷土資料館が所蔵する遺物がある（大谷2006）。これについても、大ヶ谷横穴墓群出土とあるだけで出土した横穴墓は特定できない。

金銅装馬具と鉄製馬具が存在しており、榛原高校調査時の報告を読むと、I-2号墓は鉄製と記載されているため、金銅装馬具はI-1号墓に伴うものと想定できる。

図1～7は金銅装十字文透（あるいは透十字文）梢円形鏡板付轡である（註5）。破片になっているため同一個体を見極めるのが困難であり、接合を試みたものの、図化した以上には接合できなかった。榛原高校報告によれば、I-1号横穴墓出土の可能性が高い。

鉄製の十字文透の地板の上に鉄地金銅装の十字文透の上板金具を鉛で固定するものである。地板の断面は薄い長方形、上板の断面は台形である。

立間は大型矩形である。鏡板の平面形は横長の梢円形である。衡先環との連結部分の形状は円形である。その衡先環と連結するために横長の長方形が穿たれている。また、金銅装の上板の円形部分は、衡と連結す

るための棒状金具を設置するためか、切り込みが確認できる。十字文透の上部形状は下部に向かって窄まる形状、左右と下部は直線的な形状である。鉢は十字文と縁金具の部分に4箇所打たれており、衡との連結部分の円形部分にも4箇所打たれている。鉢は金銅装（の可能性が高い）の笠形鉢である。衡先環を覆い隠す覆輪は被せられていない可能性が高い。TK43型式併行期を前後する時期に位置づけられる可能性が高い（内山1996）。

図13は衡あるいは引手、図14は引手蓋であり、く字形の引手蓋である。後述するように榛原町郷土資料館所蔵資料の中に環状鏡板付轡の破片があることから、上述した梢円形鏡板付轡に伴うか環状鏡板付轡に伴うか断定できない。

辻金具・雲珠 鉄地金銅装雲珠（図25）と、辻金具か雲珠の脚部（15～24、27～29）がある。

雲珠は半球形鉢（図25）である。残存状況が良好ではないため脚数は不明であるが、8脚の可能性が高い。鉢の中央には円孔が穿たれており、宝珠形の飾りが取り付けられていた可能性が高い。その宝珠形の飾り金具の花形座金具の可能性が高い八弁の鉄地金銅装金具（図10、註6）がある。

脚部片は、半円方形と剣菱形の2種類がある。前者は別造りの金具が取り付けられるもの（27～29）と、取り付けられていないもの（15～23）の2種類に区分できる。後者は1点（24）である。

図27は鉄地金銅装の脚部の板に半円方形平面で円形部が半球形に形作られる金具を載せて鉛で固定するものであり、全国的にみても希有な構造である。29は革帯と固定するための鉢が半円方形の金具に覆い隠されており、革帯を固定した後に半円方形の金具を取り付けられた可能性が高い。28・29はこの半円方形金具である。27～29は雲珠あるいは辻金具の脚部としたものの鉢帶金具の可能性も排除できない。

図15～23は鉄地金銅装で辻金具あるいは雲珠の半円方形の脚部である可能性が高い。脚の長軸に平行する縦2鉢のものと1鉢のものが確認できる。縦2鉢のものは上述した29の鉢の位置と比較すると、鉢数・位置ともに合致しないことから、27～29とは同一個体ではない可能性が高い。1鉢のものは2鉢のものに比べて若干幅が広く2.6～2.8cmである。2鉢のも

表2 大ヶ谷横穴墓群出土金属製品の種類別数量

横穴墓番号	横頭 大刀	大刀	刀子	鉄鎌	馬具	蟹	鍬先	矛石突
I-1	②-2	1	5	29	4（一括）			1
I-2	②-3		1	6	1（一括）			
II-1	③-3							
III-1	④-?		1	2	4		1	
III-2	④-?			1				
III-3	④-?	1	1					
III-4	④-?		2					
IV-1	⑤-1?			1			1	
VI-1	⑩-?		1					
VI-3	⑩-?		2					
VI-6	⑩-?			5				
不 明				3				
合 計	2	3	19	42	5（一括）	1	1	1

※榛原町教委1990より一部改変して引用。なお、合計数値等の修正を行った。

※III-1号墓から出土したとされる「蟹」は現状では確認できない。

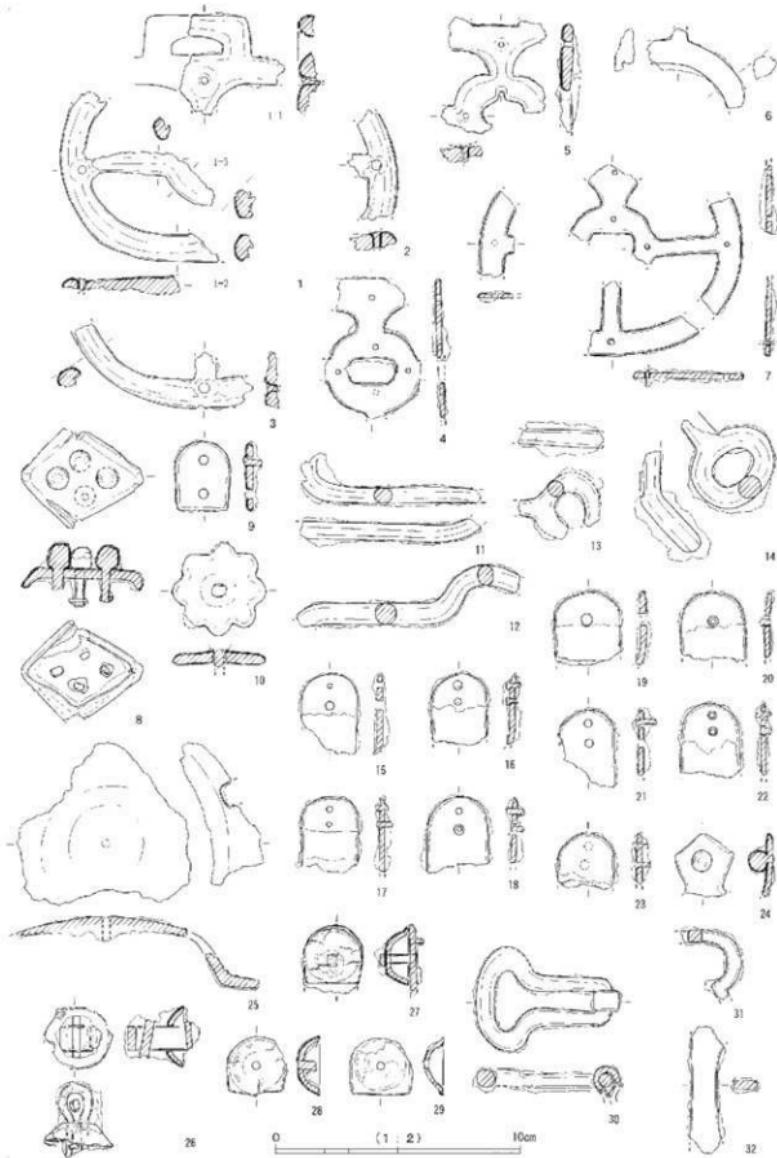


図5 大ヶ谷横穴墓群出土金属製品1 (静岡県教育委員会管理①)

のは2.2~2.4cmである。上述した25の脚部は幅2.6cm以上であることから、25に伴う脚は1紙のもの（19・20）である可能性が高い。その場合雲珠は、半円形脚半球形鉢（1紙系）に位置づけることができる（宮代1996b）。

なお、両者ともに表面あるいは裏面に皮が付着したような痕跡（15~17・19・20・22の紙の下部）が確認できる。16を確認すると紙頭がある側で確認できることから、革帶に脚が固定された後脚の長軸に直交して皮革が巻かれた可能性がある。

24は平面刺菱形の鉄地金銅装の脚である。大きさからみると辻金具の可能性が高い。刺菱形の中央にやや大型の頭部を持つ金銅装鉢が打ち込まれている。菱形の脚部を有する馬具にはしおでの座金具も存在するが、紙を打つことから辻金具の可能性が高い。

**鞍金具・しおで・鎧・鉢** 鞍金具の可能性があるもの（32）、しおで（26・30）、鎧の兵庫鎖の可能性が高いもの（11・12・33~36）、しおであるいは鉢具（31）がある。

32は片側が内側に向かって弧を描くものであり、礎金具（の州浜金具）の破片の可能性があるが、断定できない。鉄製である。

しおで（26）は鉢具の一部と脚金具、座金具が残存している。座金具は半球形で、鉄地金銅装である。鉢具と脚は鉄製である。脚金具は鉢具を巻いて座金具をとおり鞍にはめ込まれるものである。座金具内面と脚部には鞍の礎金具の一部と思われる薄い鉄板が付着している。鉢具は鉄製であること以外形状は不明であるが、鉢具の幅や厚さから考えると、30が同一個体の可能性は低く、31の鉢具が同一個体である可能性が高い。

しおで（30）は鉄製鉢具と鉄製脚金具の一部が残存している。平面形状はきのこ形であり、断面は梢円形から円形である。基部に脚が巻きついている。

鉢具（31）は断面長方形であり、平面形状はきのこ形であった可能性が高い。上述したように26と同一個体の可能性がある。

鎧の吊金具である兵庫鎖（の可能性が高いもの）が6点出土している（11・12、33~36）。兵庫鎖の鉄棒が太いことから大型の兵庫鎖を使用したものと推測でき、兵庫鎖3連であった可能性が高い。

**帯金具** 帯金具は鉄地金銅装のものが2点確認できる。半円形で2紙のもの1点（9）と、菱形で4紙のもの1点（8）がある。

菱形のものは四隅に大型の球形頭の紙を打ち込むも

のである。半円方形のものは縦2列に小型の笠形紙を打ち込むものである。

### （3）刀装具・鉢（石突）（図6）

**刀装具** 大刀・小刀は、刀幅と茎の数量などから大刀3振、小刀2振以上が確認できる。

大刀（45）は刀身であり、切先はカマス切先に近くふくらが張るもので、刀身は直刀である。残存長約41cm、刀身幅2.5cmである。大刀（47）は刀身～茎の破片であるが、劣化が著しく、本来の形状や大きさは不明である。茎に目釘孔が1孔穿たれている可能性が高い。残存長約46cm、刀身幅3.5cm以上である。関の形状は不明である。大刀（51）は関～茎の破片である。鋒化が進行し、関の形状は不明であるが、刀身幅と茎幅を比較すると、両関で、直角関（あるいは撫関、国は直角両関と推定）の可能性が高い。茎は茎尻に向かい幅を狭める。茎尻先端まで残存していないため断定はできないが、図左下部分が抉れたような状態で残存していることから剛抉り尻の可能性がある。

小刀（41・46）は茎の幅から大刀あるいは刀子ではないと想定したものである。41は小刀の茎片と想定するが、目釘と想定するものが笠形である可能性が高いことから、図8の146に示すような鎧金具の可能性も残る。鉄製で目釘が2点確認できる。46は関～茎の破片であり、棟側よりも刃側が抉りの深い直角両関である。茎には木質が遺存しており、木柄であることが判明する。

このほか刀身幅から、刀身片44・49は45と同一個体、刀身片50は51と同一個体の可能性がある。また、刀身～関片43は木柄であることが判明する。

42は平坦な円形の頭部で、棒状部分（軸）の断面は長方形である。棒状部分には直交する木質が確認できる。大刀の目釘の可能性が高いが、両頭金具の可能性も完全には排除できない。

鉢は2点確認でき、いずれも鉄製無窓鉢である。38の外形・内孔ともに倒卵形、37は外形・内孔ともに梢円形に近い経常であった可能性が高い。39はU字形の金具であるが、本来は倒卵形（あるいは梢円形）の金具で、大きさからみると鞘あるいは柄の資金具である可能性が高い。象嵌は確認できない。

**鉢（石突）** 1点（40）確認できる。I-1号墓出土であることが特定できる。

石突は、先端部分が中実で、それ以外は木柄を差し込むために袋状である。先端部の断面は、隅丸方形、

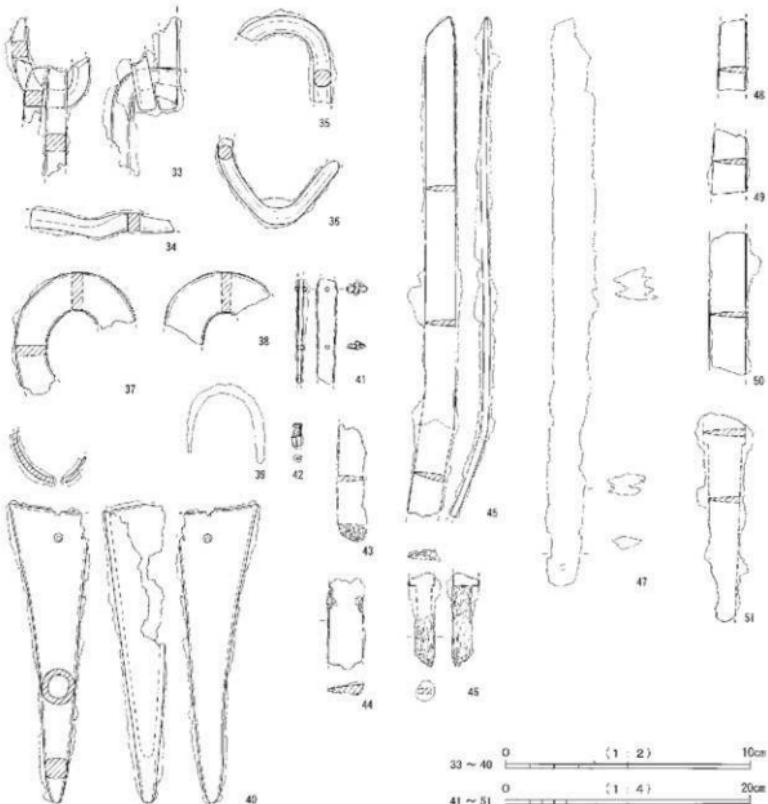


図6 大ヶ谷横穴墓群出土金属製品2(静岡県教育委員会管理②)

袋部は円形である。袋部端部付近に目釘孔が開けられている。袋部の鉄板の合わせ目は確認できないことから、袋部の合わせ目から90度の位置に穿孔された可能性が高い。全長12cm、袋部直径3.5cm前後である。

#### (4) 鉄繩(図7)

鉄繩は49片確認できるが、現状では横穴墓を特定できないため一括して報告する。I-1号墓が29点と多いことから大部分が当横穴墓に伴う遺物である可能性が高い。

繩身が残る個体のうち54のみ平根式鉄繩であり、それ以外(52・53, 55~61)は尖根式鉄繩である。また、

平根繩の54は台形間である一方、尖根繩の52・53や頭部が長く尖根繩である可能性が高い70・71は刺間であることから判断して、刺間のものは尖根式である可能性が高く、さらに頭部から茎の破片の多くは尖根式鉄繩である可能性が高い。

**平根式鉄繩** 平根繩の54は腸抉柳葉式であり、茎間は台形間である。この鉄繩形式は大ヶ谷横穴墓群が築造される遠江国期中葉(TK43併行期)以降には減少する繩形式である(大谷2003)が、大ヶ谷横穴墓群から直線で約9km南西にある、牧之原市(旧相良町)小堤山横穴墓群では同形式の柳葉式鉄繩が多数出土している(大谷2001)ことに注目する必要がある。想定の域

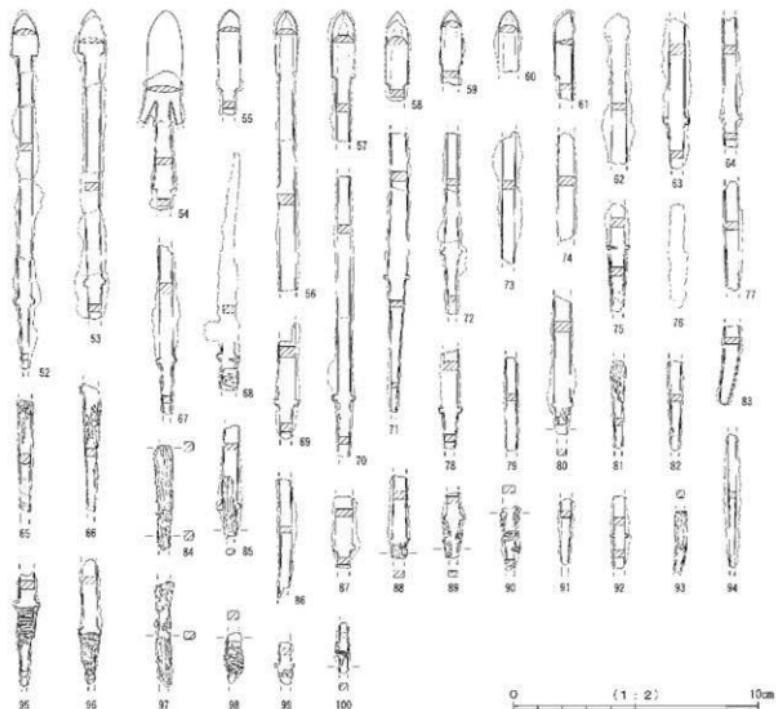


図7 大ヶ谷横穴墓群出土金属製品3（静岡県教育委員会管理③）

を出ないが、棟原郡内での首長間の連携により、この平根柳葉式鉄鎌が象徴的に副葬された可能性も考慮しておく必要がある。

**尖根式鉄鎌** 尖根鎌の52・53は三角形式で、鎌身は片丸造である。55～60は柳葉式で、55が片丸造、56～60が片鎌造である。61は片刃箭式で、直角闊である。時期を特定することは難しいが、いずれも古墳時代後期後半（遠江三期中葉～後葉）に位置づけられる可能性が高い。

茎闊が残るものは刺闊である。63のようにしっかりと刺闊もあれば、92のように非常に細いものもあることから、時期差のある鉄鎌が含まれている可能性が高く、複数の横穴墓から出土したものが混在している可能性が高い。

#### （5）農工具・刀子（図8）

**鍔先** 鍔先 U字形鍔（鋤）先が1点出土している。IV-1号墓出土である。U字形に鍛造したもので、木柄への装着のため内側にはV字形の溝があり、断面はY字形である。

古墳時代後期以降において静岡県内の古墳・横穴墓でU字形鍔先が出土している古墳は非常に少なく（武田2003）、東海地方に範囲を広げても古墳時代後期以降鍔先が副葬された古墳は非常に少ない（大谷・西澤編2001）。静岡県内では富士市中原4号墳や静岡市泉ヶ谷稻荷神社3号墳、浜松市半田山古墳群（5基）、瓦屋西C9号墳、下瀧G-9区2号墳から出土している（武田2003）が、横穴墓からの出土は大ヶ谷IV-1号墓に限られている（静岡県考古学会2001）。したがって、古墳時代後期以降副葬されることが少ない農具が副葬さ

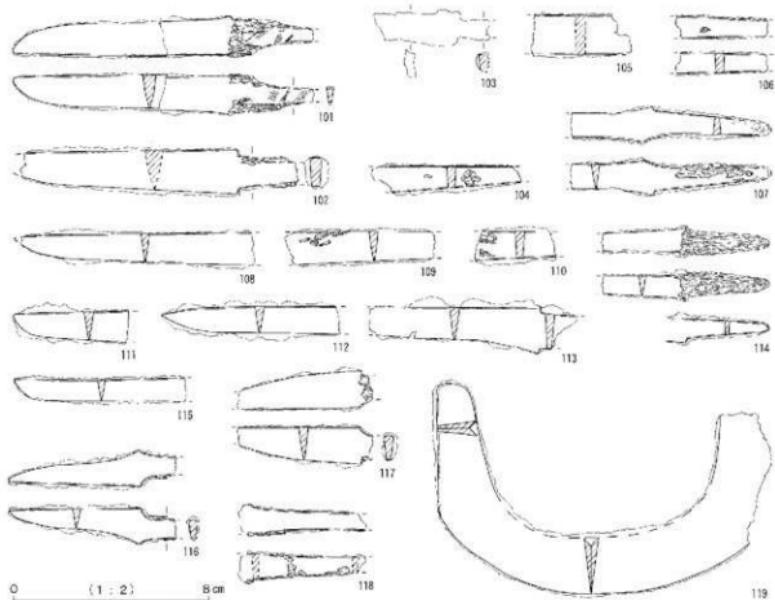


図8 大ヶ谷横穴墓群出土金属製品4（静岡県教育委員会管理④）

れた古墳・横穴墓としての性格を明らかにする必要がある。

**刀子** 総数では「19点」出土している（棟原町教委1990）が、現状で18片確認できる。今回小刀として紹介したものの中に「刀子」とされたものが含まれる可能性が高い。個体数としては、茎数や切先から判断して9個体以上存在している。なお、いずれも出土した横穴墓の番号は特定できない。

刀子は、両闇で直角間のもの（101・102・113）、片闇で直角間のもの（114）、両闇で刃側が直角間、棟側が撫闇のもの（107・117）、両闇で撫闇のもの（116）がある。大きさはやや大型のもの（101・102・108など）と小型のもの（114・116）がある。

茎まで残存するものは茎に木質が付着しており、いずれも木柄であったことが判明する。刀身に鞘の痕跡が残存するものは少なく、109に木質と樹皮巻の痕跡が確認できる程度である。109は木鞘を樹皮で巻いていた可能性が高い。

## 5 棟原町郷土資料館が所蔵する資料

### (1) 概要

棟原町郷土資料館（2005年）で確認したのは金属製品では馬具のみである。馬具（図8）には、轡、半球形金具、双脚半円形金具、辻金具、雲珠破片、鞍金具、鎧金具が存在した。本来、棟原高校で保管されていたものと想定されるが、封入された紙には横穴墓番号はI-1号墓出土とある。したがって、以下に報告する馬具はI-1号墓出土である可能性が高い。

なお、金属製品以外の須恵器などの遺物については、筆者が実見した当時は棟原町郷土資料館が所蔵しており、現在はその資料を引き継いだ牧之原市教育委員会が所蔵している。

### (2) 馬具（図9）

**轡** 鉄製環状鏡板付轡の破片は120と121で同一個体の鏡板の可能性が高い。120の上部に立間の痕跡が確認できることから、大型矩形立間環状鏡板付轡の可能性が高い。鉄製馬具であることからI-2号墓に伴う

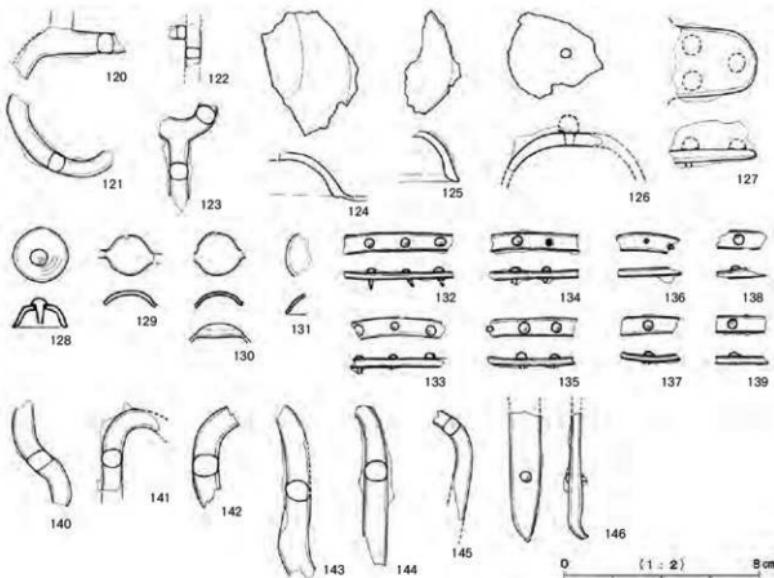


図9 大ヶ谷横穴墓群出土金属製品5（棟原町郷土資料館蔵①、大谷2006より改変して引用）

可能性があるが、断定はできない。

123は衝あるいは引手の破片である。ここに報告した環状鏡板付轡か、前章で報告した金銅装十字文透鏡板付轡に伴う可能性が高い。どちらに伴うか断定はできない。

このほか上述した十字文梢円形鏡板付轡の外縁と十字文の接合部の可能性のある鉄製破片122がある。この想定が正しければ、122は地板金具である。

**辻金具・雲珠** 124~127は半球形鉢をもつ辻金具・雲珠の半球部と脚部破片である。大きさから124・126は雲珠、126も雲珠の可能性が高い。127は雲珠あるいは辻金具の脚部である。いずれも鉄地金銅装雲珠である。126の鉢部中央には円孔があげられており、宝珠形紙と花形の座金具が取り付けられていた可能性がある。静岡県教育委員会が管理する雲珠に同様部位の破片が確認できることから、雲珠は最低2点存在した可能性が高い。

127は鋸によって観察し難いが、やや扁平な半円形脚で、3鉢を打つものである可能性が高い。

**半球形金具・双脚半球形金具** 半球形金具(128)は

中央に金銅装の円形頭の笠紙を打ち込むものである。紙の断面は円形である。上述した図4の27~29のように半円方形の金具であった可能性も残る。その場合は雲珠・辻金具の脚部の可能性がある。

半球形金具は掛川市长福寺1号墳、磐田市櫃塚古墳などで出土している（東海古墳文化研究会2006参照）。この2古墳をみるとその他の副葬品も豊富であり、石室規模も大きいことから地域の首長墓から出土しているといえる。当横穴墓出土資料も同様の位置づけができる可能性が高い。

双脚半球形金具は金銅装で低平な半球の左右に細い脚が取り付けられるものである。静岡県内では、磐田市明ヶ島15号墳、浜松市蛭子森古墳等で出土している（東海古墳文化研究会2006参照）。

なお、両金具ともに用途は特定されていないが、半球形金具は一種の辻金具、双脚半球形金具は鞍の飾金具の可能性がある。

**鞍金具** 鞍金具は緑金具のみの出土である。保存処理されていない鋸が進行した状態での観察では、金銅装は確認できず、緑金具・紙とともに鉄製であると推測

する。今後の保存処理及び分析が俟たれる。

縁金具は8片確認できる。幅1cmほどの金具に少紙を1, 2~1, 5cmほどの間隔で打ち込むものである。紙は円形の笠紙である。

上述した鉄製金具(図5~32)が州浜金具でこれらの鉄製の縁金具と同一の鞍に伴うと仮定することが許されるのであれば、この縁金具を有する鞍は、宮代栄一氏による「木製鞍(しおで以外に金属をほとんど用いない鞍)の系列」のうち「覆輪を伴わず、礪と州浜形を別造りにする系列(幅の細い縁金具を用いる)」(宮代1996b)に位置づけることができる可能性が高い。

**鎧金具** 鎧の吊金具である兵庫鎖6片(140~145)と鎧の吊金具片1点(146)がある。

兵庫鎖は細片に砕けており、接合関係は不明である。断面円形あるいは梢円形である。

吊金具は、逆U字形の吊金具で、木製鎧を挟み込んで紙で留める本体部分が出土している。先端部は木製鎧に固定できるよう鉤(爪)形に折り曲げられている。紙は鉄製の笠紙1枚が確認でき、ある程度の間隔をおいて紙留めしたものである。兵庫鎖との連結部分は確認できない。

第4章で紹介した兵庫鎖を含め、鎧は大型の兵庫鎖で吊り上げられる木製壺鎧で、現状の破片数からみると1組の鎧である可能性が高い。

## (2) 三累環頭大刀(図10)

今回の実測対象としていないが、川江秀孝氏、野垣好史氏が図を示しており、今回は川江秀孝氏の図(川江1992)を掲載した(図10)。I-1号墓出土である。

金銅装である。三累環と茎を一体造りするもので、三累の中央に蓄文が配される三累環頭大刀の中でも珍しいものである。朝鮮半島製、日本列島製の評価の分

かれる資料である。TK43型式併行期に位置づけられている(野垣2002)。

## 6まとめ

小論では、静岡県教育委員会が管理する金属製品と櫻原町郷土資料館が所蔵した大ヶ谷横穴墓群出土の金属製品について紹介した。

金銅装馬具は十字文透心葉形鏡板付轡であり、県内でも確認されている十字文透心葉形鏡板付轡との関係が注目される。また、半円方形の脚部に半球形鉢を持つ半円方形の金具を取り付ける辻金具・雲珠など全国的にみても特殊な構造を有する馬具であり、全国的な比較研究を行う必要がある。さらに、これらの金銅装馬具が、金銅装馬具が出土したとされるI-1号墓に伴うものだとすれば、少なくとも數種類の雲珠・辻金具が存在した可能性があり、その組み合わせ関係も明らかにしていく必要がある。

また、大ヶ谷横穴墓群内で最大規模とされるI-1号墓から装飾付大刀・金銅装馬具・鉢が出土していることは、I-1号墓が地域の中でも階層的に上位階層であり、当横穴墓群はI-1号墓を中心として構成された可能性を考えておいてよい。金銅装馬具が出土した仁田山ノ崎古墳とは若干の時期差があると想定されるため直接の比較は難しいが、地域内で古墳と横穴墓のどちらが上位にあるのか興味深い資料である。

以上、ここに紹介した金属製品や、これまでに報告されている土器や玉類などの資料の分析や、これらの出土品と横穴墓群の関係から大ヶ谷横穴墓群の性格の分析、横穴墓と横穴式石室の関係分析など多岐にわたる課題に対して研究が活発に行われることを祈念して紹介を終えたい。

## 【謝辞】

本稿を執筆するに当たり、足立順司氏、大森信宏氏、松下善和氏、丸杉俊一郎氏、櫻原町郷土資料館(当時)、牧之原市教育委員会に御指導、御高配をいただいた。明記して深謝します。

## 註

1 馬具と装飾付大刀については『東海の馬具と飾大刀』(東海古墳文化研究会2006)、鉄鎌については『静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要』10号で集成の報告している。

2 大ヶ谷横穴墓群は牧之原市指定文化財(史跡)に指定されているが、指定時の横穴墓の基數は42基である。

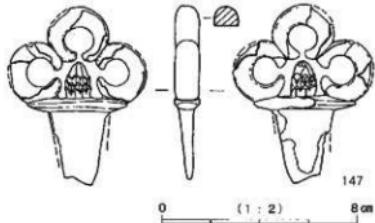


図10 大ヶ谷横穴墓群出土金属製品6  
(櫻原町郷土資料館蔵②、川江1992より引用)

- 3 足立順司氏が「杏葉」として報告した個体（足立2011-第51図6）は、足立氏の図面と今回報告する出土遺物を比較すると櫛（小論の遺物番号1、図4）であると特定でき、杏葉ではなく十字文透彫円形鏡板付櫛である可能性が高い。また、今回確認した遺物の中には鉢は確認できないため、氏が「鉢」として報告した遺物（足立2011-第51図11）は、石突（小論の40、図6）の可能性が高い。
- 4 三累環頭大刀は、本来I-1号墓から出土しているが、詳細分布報告（樺原町教委1990）で、この横穴墓が②（2-2号墓とされたことから、それが影響してか「I-2号墓」）から三累環頭大刀が出土したように記載される場合がある。こうした混乱を避けるため横穴墓番号で報告する。

5 現存する破片からは楕円形平面である可能性が高いが、金剛装の上板の残存状況が良好ではないことから、鏡板の下部が外側に若干突起する心葉形であった可能性もわずかに残る。また、鉄製地盤・金剛装上板ともに十字文透であり、地盤と上板の間に金剛板を入れたような痕跡は確認できない。

十字文透心葉形鏡板付櫛は、松尾充晶氏により14例が報告されている（松尾1999）。氏の集成後静岡県内で磐田市合代島所在古墳出土例（未報告）が確認されたほか、鳥取県岩美町小畑3号墳（鳥取県教育文化財团2002）でも出土しており、20例弱が知られている。一方、十字文透楕円形鏡板付櫛の類例はほとんどないと思われる。

松尾氏の研究（松尾1999）を参考にすると、十字文透心葉形鏡板付櫛の場合は、金剛装の上板だけでなく地盤も心葉形に作るようであるが、大ヶ谷I-1号墓出土例では、地盤は楕円形の可能性が高い。また、心葉形は立間が小型矩形であることが多いようであるが、大ヶ谷例は大型矩形であること、銜と鏡板の連結部分の円形（方形）金具への紙の打ち方が、心葉形は四角形の隅角に打つのに対し、大ヶ谷例は十字文透かしとの交点に打つ。これらの差異から、大ヶ谷例は心葉形ではなく楕円形鏡板付櫛である可能性が高い。なお、この想定が正しければ、松尾氏による十字文透心葉形鏡板付櫛の分析（松尾1999）による「I類」に近く、銜を覆う輪金具を伴わないことから、I類よりも古い可能性が高い。

なお、掛川市長福寺1号墳からは十字文心葉形鏡板付櫛とともに半球形金具、2鉢の半円形脚が出土しており（田村・鈴木ほか2001）、鏡板の形状は異なるものの、その関連例が注目できる。

6 なお、詳細分布調査報告（樺原町教委1990）の写真をみると、飾紙の頭部が残存していたことがわかるが精化の進行により頭部が失われた可能性が高い。

## 引用・参考文献

- 足立順司 2011 「まとめ」「七社神社遺跡」 静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 内山敏行 1996 「古墳時代の櫛と杏葉の変遷」「黄金に魅せられた倭人たち」 島根県立八雲立つ風土記の丘資料館
- 大谷宏治 2001 「小堤山横穴群出土金属製品」「静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要」9号
- 大谷宏治 2003 「遠江・駿河・伊豆における古墳時代後期の鉄器の変遷とその意義」「静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要」10号 静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 大谷宏治 2006 「馬具・東遠江」「東海の馬具と飾大刀」
- 大谷宏治編 2012 「森町田丘陵の横穴墓群」 静岡県埋蔵文化財センター
- 大谷宏治・西澤正晴編 2001 「東海の後期古墳データベース」「東海の後期古墳を考える」 東海考古学フォーラム三河大会実行委員会
- 川江秀孝 1992 「飾大刀」「静岡県史」資料編3 静岡県静岡県考古学会
- 川江秀孝 2001 「東海の横穴墓」
- 静岡県埋蔵文化財調査研究所 2003 「研究紀要」10号
- 鈴木敏則 2004 「静岡県下の須恵器編年」「有玉古窯」 浜松市教育委員会
- 武田寛生 2003 「東海地域における後期古墳出土農工具について」「静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要」10号 静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 田村隆太郎・鈴木一有ほか 2001 「遠江長福寺1号墳の研究」「静岡県考古学研究」33号 静岡県考古学学会
- 東海古墳文化研究会 2006 「東海の馬具と飾大刀」
- 鳥取県教育文化財团 2002 「小畑古墳群」
- 野垣好史 2002 「三累環頭大刀の編年」「物質文化」74号物質文化研究会
- 樺原高等学校地歴クラブ
- 『大ヶ谷横穴古墳概要』  
(樺原町史編纂委1985に再録)
- 樺原町史編纂委員会 1985  
『静岡県樺原町史』上巻 静岡県樺原町
- 樺原町教育委員会 1990  
『大ヶ谷横穴群詳細分布調査報告書』
- 松尾充品 1999 「上塙治桑山古墳出土馬具の時期と系譜」「上塙治桑山古墳の研究」 島根県古代文化センター
- 宮代栄一 1996a 「倭人たちの馬装一面繋を中心に」「黄金に魅せられた倭人たち」 島根県立八雲立つ風土記の丘資料館
- 宮代栄一 1996b 「鞍金具と雲珠・辻金具の変遷」「黄金に魅せられた倭人たち」 島根県立八雲立つ風土記の丘資料館

## 【研究ノート】

# 静岡県における水中文化遺産の現状と課題

永田 悠記

**要旨** 熱海市初島沖の海底で見つかった近世の沈没船と思われる船体及びその遺物は、様々な海を抱える静岡県の水中文化遺産の一事例である。しかし、この沈没船資料のように、水中文化遺産の中には埋蔵文化財包蔵地として認知されていない事例も少なからずある。その中には、陸上の遺跡からは得られない情報が多く含まれており、考古学研究にとって重要な事例である。水中文化遺産についても、陸上の埋蔵文化財と同様に「文化財保護法」の適用範囲内であるが、その取り扱いは曖昧な部分があり、適用がなされなければ「水難救護法」の適用により発見者の手に渡ってしまう可能性もある。こうした法制度の不備をすり抜け、貴重な文化遺産を商品目当てで獲得する行為が横行している。こうした貴重な水中文化遺産を強奪から守ることは、現在の埋蔵文化財制度や法体系では甚だ困難であるが、その背景には水中文化遺産に対する認識不足や誤解があり、水中文化遺産の取り扱いについての法整備と適切な認識が何よりも重要である。本稿では、多くの海岸や湖沼が存在している静岡県の水中文化遺産の現状と課題を明示し、水中文化遺産についての理解と認識を深めてもらうことを意図した。

キーワード：水中文化遺産 埋蔵文化財包蔵地 水中文化遺産保護条約 文化財保護法 水難救護法

## 1 はじめに

2012年2月、熱海市の初島沖の海底から、葵紋が彫り込まれた瓦などが見つかったとのニュースがマスコミで報道された。このニュースは、特定非営利活動法人アジア水中考古学研究所（Asian Research Institute of Underwater Archaeology 以下ARIUA）の2011年の潜水調査により、その詳細が明らかにされた成果である。これらの遺物は、国内では稀有な、遺存状態が良好な沈没船の積荷と考えられており、近世の太平洋海運や物資流通システムを解明するのに極めて重要な資料である。

この事例は、我々が暮らしている静岡県の水中文化遺産の1つの事例であり、静岡県の水中には、他にも多くの貴重な文化遺産が眠っている。しかしながら、それら水中文化遺産及び水中の遺跡は、陸上の遺跡との取り扱われ方の違いや認識不足、誤解から周知の埋蔵文化財として登録されていないケースが多々ある。初島沖の海底で遺物が出土した沈没船も、周知の埋蔵文化財包蔵地としては今のところ登録されておらず、こうした未登録の文化遺産は消滅や強奪など様々な危機に瀕している。

そこで本稿では、こうした水中文化遺産について、静岡県内における現状と課題を提示し、理解と認識を

深めてもらうことに主眼を置く。

## 2 日本における水中文化遺産

水中文化遺産とは、海や河川などの水圏に存在している文化遺産のこと（岩淵2012）やそこから引き揚げられた、あるいは関連していた遺産であり、水中に残された人間の営みの痕跡のことである。また、水中遺跡とは常時、あるいは一時的に水面下にある遺跡のことを指す。

ユネスコは2009年に「水中文化遺産保護条約」を発効した。その目的は、沈没船や海底遺跡などの水中文化遺産の保護にあり、水中文化遺産の商業目的による利用の禁止や現状保存優先での保護、専門家による徹底調査などを定めている。その中で、水中文化遺産とは、文化的、歴史的、または考古学的な性質を有する人類の存在の全ての痕跡であり、その一部または全部が定期的あるいは恒常的に、少なくとも100年間は水中にあったものと規定されている。この条約は、1994年に国連が発効した「海洋法に関する国際連合条約」において、曖昧さが見られた水中文化遺産の定義や保護について補完した形となっている。この条約発効により、少なくとも100年以上前の水中文化遺産は、トレジャー・ハンティングやサルベージから保護される理念が構築されたのである。2011年現在ではこの条約

に36ヶ国が批准しているが、先進国の多くは批准していない。日本もその未批准国の中の一つである。先進国の多くの未批准の理由は、この条約に批准した場合、自國の接続水域や排他的經濟水域内で資源開発や軍事活動を行おうとした際に水中文化遺産があれば、まずはその保護を行わなければならず活動に制限が生じてくるからである。また、各国それぞれに水中文化遺産に関して独自の国内法がすでに制定されており、水中文化遺産保護条約に対応した形での国内法改正が甚だ困難なためである。

そうした事情は日本においても同様であり、水中文化遺産の取り扱いに関する日本独自の国内法は、まず陸上の文化遺産と同じく「文化財保護法」が挙げられる。「文化財保護法」の第2条、第92条、第95条、第96条等で、文化財の定義、埋蔵文化財包蔵地の周知、現状変更の禁止及び措置が記載されている。しかしこの法律の中には水中文化遺産に関する取り扱いについては明確には記載されていない。そして、日本における埋蔵文化財の対象については、1998年の文化庁通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」にて、中世以前を対象とし、近世以降の対象の選択に関しては、地域における重要度によって、地元教育委員会の判断に委ねるとされている。従って、近世以降の水中文化遺産も埋蔵文化財の対象外と判断される可能性を多分にはらんでいる。

対象外とされた場合には、水中文化遺産は「水難救助法」の適応を受けることになる。この法律の第2章第24条には、漂流物や沈没品も拾得した者が市町村長に引き渡し、もし7日以内に所有者が現れた場合は、拾得者は所有者から既定の報酬を得て引き渡すとある。また同法第28条には、所有者不明の場合は、漂流物や沈没品の広告、保管、公売または評価を要した費用を拾得者が市町村長に払えば、所有権を得られると定められている。つまり所有者不明の場合は、水中文化遺産が発見者のものとなってしまうケースがあるうるのである。実際、水中の文化遺産についても、所有者が現れる可能性が低い場合が大半であり、貴重な文化遺産の所有権が、発見者が対価を払えば、個人の手に渡ってしまう可能性が高い。その背景には、この法律の制定が1899年と古く、当時は水中の文化遺産という概念も希薄であったためであり、その後の法改正でも今日の状況を充分に反映できていないためである。また、たとえ文化財保護法などの国内法が適用された場合でも、効力を有するのは領海内までであり、接続水域や

排他的經濟水域などにおいてはその管轄外である。「水中文化財保護条約」では、適用範囲は、その国の排他的經濟水域までと定めており、水中文化遺産に対しての執行管轄に対する権限を各國に与えている。また、水中文化遺産の規定を100年以前からと定めており、日本の認識は世界と300年以上の隔たりがある。国内法制度の不備や勝手な解釈をついて、沈没船の積荷などの金品獲得を目的としたサルベージ、トレジャー・ハンティングが横行している。法整備が進んでいかなかった前時代において、サルベージ行為やトレジャー・ハンティングが盛んに行われ、一定の成果をあげていたため、こうした活動が水中考古学や水中文化遺産の調査方法と思いこまれ、水中の遺跡発掘は宝探しや一攫千金を狙った利益主義であると、現在においても勘違いされており、こうした誤解は国内法整備及び改正や「水中文化財保護条約」批准への大きな妨げとなっている。

さて、こうした現状ながらも、適切な形での水中文化遺産の調査とそれから得られた成果は、日本考古学において大きな役割を果してきた。

日本における水中文化遺産に関する研究は、長野県の諏訪湖底曾根遺跡の調査がその嚆矢である。湖底から石鏡が見つかり、それを契機に1909年から東京帝国大学（現東京大学）の坪井正五郎が中心となって、現地調査、遺物の検討、編年、遺跡の性格、湖底にある原因などの研究が行われた。戦後、滋賀県の琵琶湖湖底に眠る葛籠尾崎湖底遺跡の検討過程で、京都教育大学学長であった小江慶雄が水中考古学を紹介し、水中撮影や音響測定など総合的な湖底調査を行った。また、北海道網走の湖底遺跡では、ダイバーによる、国内では初めてとなる潜水発掘調査が行われた。1970年代から80年代に同じく北海道の江差町で行われた幕末の軍艦開陽丸の調査では、行政が海底遺跡を初めて埋蔵文化財包蔵地として認定したことにも大きな意義があった。1980年からは、江上波夫らが文部科学省科学研究費特定研究「古文化財に関する保存科学と人文・自然科学」の一環として「水中考古学に関する基礎的研究」により、水中文化遺産の研究に対して初めて国の予算が付き、長崎県の鷹島の元寇関連海底遺跡の調査が始まった。この遺跡の調査はその後も長崎県教育委員会や地元の鷹島町教育委員会、ARIUAなどの複数の研究団体や琉球大学などが現在まで調査を行って著しい成果を挙げてきており、昨年には水中遺跡としては初めて国の指定史跡に登録された。1984年には江上波夫に

より清水市（現静岡市清水区）に日本水中考古学会が設立され、翌年には日本水中考古学会を中心として初めて日本人による海外での水中遺跡の調査がシリアル沖で行われた。

近年では、アジア水中考古学研究所（九州・沖縄水中考古学協会からの改編）・日本海域水中考古学会の設立、東京海洋大学に水中考古学講座の設置、埋蔵文化財行政・各大学の水中文化遺産の調査が各地で行われるなど活況を帯びてきている。

### 3 静岡県の水中文化遺産（図1）

#### （1）埋蔵文化財包蔵地登録の水中文化遺産（表1）

静岡県の沿岸距離は約506km（註1）で、全国24位である。しかしながら、太平洋に面した遠州灘や、水深が日本一深い湾である駿河湾、伊豆半島東部に広がる相模湾、あるいは湖の周囲長が全国で3番目である浜名湖など、ヴァリエーションに富み特色あふれる海や海岸線、湖沼を有している。

静岡県の埋蔵文化財包蔵地の登録情報が閲覧できる県教育委員会文化財保護課（以下県教委保護課）の「静岡県埋蔵文化財包蔵地システム」（以下包蔵地システム）によると、管見の限りでは、登録されている水中文化遺産の遺跡は16件である（表1）。県東部では、伊東市の川奈台場遺跡、富戸石丁場群、南伊豆町入間富戸沖の（伝）ニール号沈没地点、富士宮市の田貫湖底にある長者ヶ原A遺跡・B遺跡である。県中部は静岡市の割田原遺跡と大井原遺跡が井川湖の湖底にある。県西部では、浜松市には吉名古窯が明神池の底にあり、浜名湖には村瀬海水浴場沖遺跡、坪井町浜名湖底遺跡・弁天島遺跡・吹上北遺跡・西浜名橋北遺跡や西湖市に所在する新居弁天沖遺跡・ゼゼラ遺跡・スマテ遺跡等多くの遺跡がその湖底にある。主なものについて詳細を述べる。

**富戸石丁場群** JR伊東駅の南約9kmの伊東市富戸の海岸から潮間帯の一带に所在する。海岸側の根原丁場と山側の芦田原丁場によって構成されており、石材の加工痕である矢穴が施された矢穴石や矢穴が削られた割石、刻印が施された石材が多数確認されている（伊東市2010）。石材は比較的大きなものが多く、中には3mを超えるものもある。矢穴は大きさが5cmから10cmほどで、削られた矢穴痕も同程度の大きさである。刻印は、「○」と「-」が組み合わさったものと、「-」が欠けた「○」単独のものが見られる。「駿州豆州相州御石場絵図」には「釜屋御丁場」とあり、近世

の石丁場であったと考えられている。加工が施された石材は他の石の上に乱雑に積み重なっているため、近くの平地や他の場所で加工されて移されてきたと考えられる。海岸の背後には急斜面があり、その斜面上の平場にも加工が施された石材が確認でき、そこも芦田原丁場という石丁場と考えられるため、海岸の石材は、斜面上の芦田原丁場から切り出されて相模湾へ運ばれる途中で放置されたとも考えられる。こうした海岸線で矢穴石が見られる場所は伊東市内で他にもあり、宇佐美の磯海岸と留田海岸は宇佐美南部石丁場群に、初津海岸丁場は宇佐美南部石丁場群に含まれ、川奈石丁場群や下入谷丁場でも山から海岸線にかけて多数の矢穴石が確認されている。

**川奈台場遺跡** 伊東市川奈燈明平にある遺跡で、近世の砲台跡と考えられる遺跡である。相模湾に面した海岸線の崖上に位置している。

**ニール号** 1974年、前年にウィーンで行われた万国博覧会に出品された日本の美術工芸品を積んで日本へ帰る途中、伊豆半島入間沖で海底から突き出た巨岩に座礁し沈没したフランス郵船である。工芸品には、純金の茶釜や蒔絵、水晶玉、さらには後白河法皇から源頼朝に下賜された北条政子の手箱や正倉院宝物など国宝級の美術品が大量に失われてしまったと考えられている。2004年に伊豆西南海岸沖海底遺跡〔沈船〕調査研究会が調査を開始し、ニール号と認定できる船体の一部を発見し、翌年に正式な遺跡として認定された。その後も調査は続き、海底から金属製品や陶製品や錨などニール号に関連していると思われるもののや、鉄製帆船の後部左舵デッキという船体の一部が見つかっており、南伊豆町教育委員会が保管している。

**弁天島遺跡** 浜松市西区舞阪町に所在する遺跡で、海進による海水の上昇によって湖底に沈んだと考えられている。静岡大学考古学研究室が1967年と1975年に発掘調査を行った。遺跡は東海道線弁天島駅の北約50mの浅瀬にあり、満潮時には約50cmの海面下に沈む。この遺跡の遺物分布の範囲は南北100m、東西70mほどである。この近辺では引潮の際、砂中から土器が出土する事が以前から知られており、浜名湖底遺跡の北方の渚宮遺跡からは舞阪町最古の土器の出土が確認されている。浜名湖底遺跡の調査は、舞阪町が静岡大学に発掘調査の依頼をした。潮位が低い4月の干潮時数時間で発掘調査が行われた。

出土遺物は弥生土器、古式土師器、須恵器杯、土鍤などの土製品があり、井戸枠が3個確認された（第2

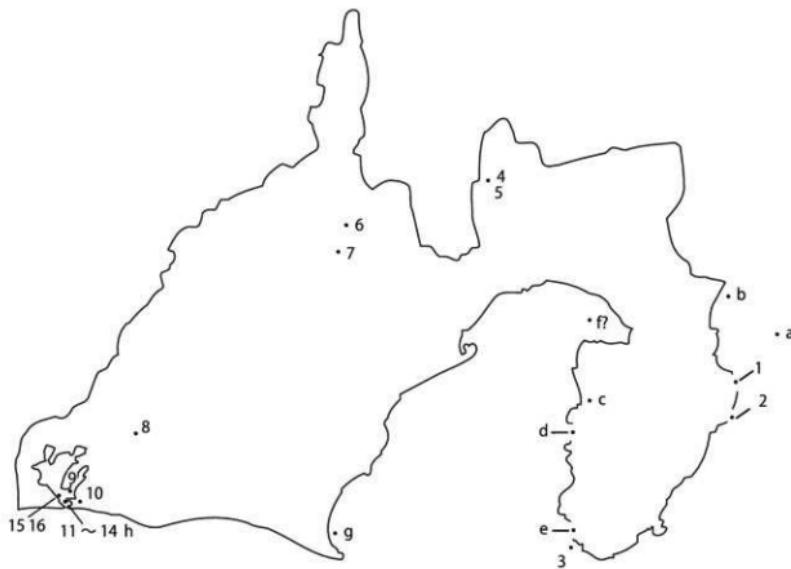


図1 静岡県の水中文化遺産分布

表1 静岡県埋文化財包蔵地システム掲載水中文化遺産

No.	遺跡名	所在地	時代	種類	面積 (m <sup>2</sup> )	出土遺物	文化庁	備考
1	川奈台場遺跡	伊東市川奈塩平	近世	砦台跡	7,000			ゴルフ場敷地内
2	富戸石丁場群	伊東市富戸	近世	石丁場	120,000	矢穴石		富戸海岸
3 (伝)	ニール号沈没地点	南伊豆町入富芦戸	近現代	沈没船	9,000	鉄製帆船の後部 左舷デッキを確認		
4	長者ヶ原A遺跡	富士宮市猪之頭向平	古墳	散布地	51,700	弥生土器		田貫湖周辺
5	長者ヶ原B遺跡	同上地点	縄文～弥生	集落跡	79,000	縄文～弥生土器、 石器		田貫湖周辺
6	割田原遺跡	静岡市葵区田代	縄文	集落跡	37,500	縄文～弥生土器、 石器	○	井川瀬に水没
7	大井原遺跡	静岡市葵区井川	縄文、平安	集落跡	12,500	縄文、平安土器、 住居跡	○	井川瀬に水没
8	吉名古窯	浜松市浜北区吉口	平安	窯跡	11,000	平安土器	○	明神池
9	村御寺水浴場沖遺跡	浜松市西区村御寺	縄文	散布地	—	縄文土器	○	アサリ獲り時に引揚
10	坪井町浜名湖底遺跡	浜松市西区坪井町北浜名湖底	古代～中世	散布地	—	須恵器、山茶碗		浜名湖底
11	弁天島遺跡	浜松市西区舞阪町弁天島	弥生～古墳	集落跡	13,000	弥生～古墳土器、 土・木製品		浜名湖底
12	吹上北遺跡	浜松市西区藤原町吹地～舞阪町	弥生	散布地	—	弥生土器		浜名湖底
13	西浜名横北遺跡	湖西市新井町新居沖	縄文～古墳	散布地	30,000	縄文・中世土器	○	浜名湖底
14	新居井天冲遺跡	湖西市新井町新居井天	縄文、中世	散布地	7,800		○	浜名湖底
15	ゼゼラ遺跡	湖西市新井町中之郷沖	縄文～中世	散布地	35,000	縄文～中世土器、 石器、骨格器	○	浜名湖底
16	スモテ遺跡	同上地点	縄文～中世	散布地	9,500	縄文～中世土器、 石器、骨格器	○	浜名湖底

※文化庁欄は、文化庁2000に所収のもの

図)。弥生土器には壺形土器が主で、器形は広頸壺、細頸壺、壺形土器や鉢形土器、折り返し口縁のものがあり、器面文様には柳描文、籠描文、連弧文、結節縄文や貼付文が見られ、口縁部に綾杉文が見られるものも出土している。器形、文様構成から土器のタイプを判断すると遠江の嶺田式、白岩式、伊場式、菊川式、欠山式、白髪式や、三河の瓜郷式、下長山式、長床式の土器と考えられ、遺跡の立地環境により両地域の土器が集まつたと考えられる。井戸枠はいずれも高さ直径とも約1.3m前後で、縦割りの杉材を削りぬいた後に合わせたもので、共伴の土器から5世紀から7世紀のものとを考えられる。発掘調査の成果により、遺跡の時期は弥生時代中期初頭から古墳時代にあたると考えられ、住居跡などは見つかっていないが、井戸枠や多数の土鍤の出土から漁業生活を営んでいた人々の居住域であったと推定されている。潮干狩りなどによる擾乱を多く受けたが、潮の流れは比較的ゆるやかな場所であるため、遺物は現位置を保っていたと考えられる。井戸枠の発見により、地面を深く掘っての井戸の使用が想定されることから、当時の潮位は現在よりも低いことが予想され、後世の海面上昇や地震によって、遺跡が水面下に埋没したと考えられている。

他方、文化庁でも10数年ほど前に水中遺跡の情報収集を行っており、その一覧によると全国で216件の水中遺跡が登録されており、このうち静岡県は10件の水中遺跡が登録されている(文化庁2000)。その内2ヶ所は遺跡名称が付されていないが、1ヶ所はディアナ号沈没地、もう1ヶ所は大井川町の所在不明地点である。

## (2) 埋蔵文化財包蔵地未登録の水中文化遺産(表2)

ARIUAは2009年から2012年まで「海の文化遺産総合調査プロジェクト」(日本財团助成)において、水中遺跡地図や水中文化遺産データベースの作成を行った(表2)。その成果によると、静岡県の水中に関する文化財で「遺跡」として捉えることができるものは4遺跡、他に水中文化遺産として認識しているものは7地点である。

その4遺跡とは、伊豆半島沖の(伝)ニール号沈没地点、浜名湖の新居弁天神遺跡、初島沖の海底遺跡と西伊豆町黄金崎公園ビーチ沖である。このうち前者2遺跡は先述の包蔵地システムに登録されており、周知の遺跡として認識されているが、後者2遺跡については包蔵地システムには登録されておらず、県教委保護

課および当該市町教育委員会では遺跡として認知していないのである。

水中文化遺産である7地点は、熱海冲引き揚げ遺物、伊東市富戸石丁場群、伊豆市土肥の土肥神社所蔵品、南伊豆町の妻良・子浦海岸、沼津市及び富士市沖のディアナ号関連遺物、御前崎沖の御前崎沖海底引き揚げ遺物、舞阪郷土資料館所蔵遺物である。このうち、伊東市の富戸海岸は富戸石丁場群として包蔵地システムに登録されているが、それ以外については未登録であり、周知の埋蔵文化財及び包蔵地としては扱われていない。同じく主なものについて見ていく。

**初島沖海底遺跡(写真1)** 伊豆半島東方沖に浮かぶ初島の西方約250mの沖合、水深20m前後の海底に所在する江戸時代の沈没船である。この地域では、30年前頃から沈没船やそれに関連すると考えられる遺物が発見され知られていたが、2011年のARIUAの調査によりその詳細な内容が明らかとなった。調査では、船体材と考えられる板材や、積荷と考えられる鬼瓦(写真2)、平瓦、軒平瓦(写真3)、軒丸瓦(写真4)、擂鉢が出土している。軒丸瓦は、瓦頭文様は圓線を有さない連珠三巴文で、比較的尾部が長い左巻巴文と16個の珠文からなり、全体的に丁寧に作られている。軒平瓦は、瓦頭文様がY字状の脇と横長の萼(がく)を有する中心飾りが特徴的な均整唐草文であり、「大阪式」と呼ばれるものである。左右非対称の形状であり、破風に用いられた掛瓦と考えられる。鬼瓦は、瓦頭に細部を細線で描かれた三葉葵文が立体的に表現されている。発掘資料では見られていないタイプのものである。擂鉢は薄手の作りで、無釉で硬く焼き締められ、輪積み成形痕が残っている。17世紀の丹波産擂鉢と考えられる。依存状態が良好な、国内では稀有な沈没船資料である。遺物は、板材が確認された4m×5.5m四方の範囲から整然とした状態で数多く見つかっており、これらの遺物は船の積荷であったと考えられる。この船は、遺物の内容から、17世紀中頃から18世紀前半にかけての、西国から江戸へ向かう途中で沈没したものと推定される。そして丁寧な作りの多い瓦類は江戸城での使用、擂鉢は商品として運ばれていたものと考えられ、当時の江戸城改築体制や商品供給構造・流通過程を知る好資料となっている。

**熱海冲引き揚げ遺物** 碓石1点と、和船タイプの碇石状の石製品が5点、断面六角形の石材が1点及び骨壺と思われる素焼きの土器である。碇石状の石製品のうち4点は自然剥離ではない人為的な剥離が見られる

表2 ARIUA調査による静岡県水中文化遺産（「海の文化遺産総合調査プロジェクト」成果者加筆編集）

No.	名称	所在地	時代	種類	立地	出土遺物	備考
a	初島沖海底遺跡	熱海市 初島沖	近世（17世紀中～ 18世紀前半）	沈没船	海底	瓦・鐵錠・ 碇石・船体？	南海路・通船沈没船遺跡
b	熱海沖引き揚げ遺物	熱海市 伊豆山沖	近世？	遺物	海底	碇石・石材	和船タイブの碇石 熱海市教委・伊豆山神社保管
c	土肥社所蔵品	伊豆市 土肥	近代？	遺物	海底	鐵錠	戰前に土肥沖で引き揚げ
d	黄金崎公園ビーチ冲	西伊豆町 宇久須沖	近世・近代	滑溝遺跡・ 遺物散布地	海底	石材	横み出し・凧間遺跡岸に 穴尖石が散在
e	妻良・子浦海岸	南伊豆町 妻良子浦	近世・近代	遺物散布地	海岸～潮間帯	陶磁器片	海由来の可能性あり。西伊豆では 唯一陶磁器が多數散布する海岸。
f	ディアナ号遭難遺物	妻良市沖 沼津市 戸田沖	近世	遺物	海底	錨	1954年・1976年錨引き揚げ
g	御前崎沖海底引き揚げ遺物	御前崎市 御前崎沖	近世？	遺物	海底	石灯籠、 碇石様石材、 銅製四爪錠、 手水鉢	「波切不動明王」前に置かれる
h	舞阪郷土資料館所蔵物	浜松市西区 舞阪町	近世？	遺物	海底	四爪錠	詳細不明

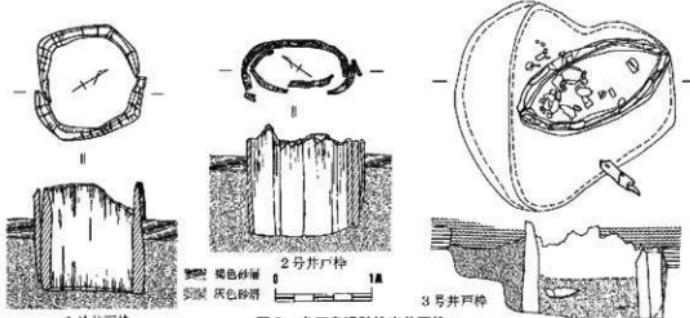


図2 井天島遺跡検出井戸枠



写真1 初島沖海底遺跡



写真2 初島沖海底遺跡出土鬼瓦

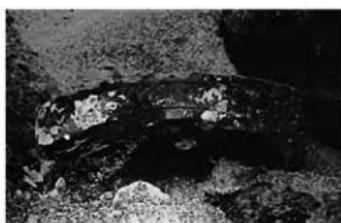


写真3 初島沖海底遺跡出土軒平瓦



写真4 初島沖海底遺跡出土軒瓦

が、碇石とは断定できない。長さ約50cm、幅約15cm、厚さ10cm程度、重さ約20～25kgの安山岩質である。碇石は熱海市教育委員会にて、それ以外の遺物について伊豆山神社にて現在保管されている。

**富戸石丁場群** 先述したとおりであるが、富戸石丁場群が位置する富戸の浜より東に約200m、水深19mほどの海底では、木造船の船底と考えられる板材と、その上に位置する約0.5～1m四方の切り石の目撃情報もあり、石丁場で加工された石材を運ぶ船と考えられ、石丁場との関連が想定される。

**土肥神社所蔵品** 伊豆市の土肥神社に保管されている所蔵品で、鉄製の錨であり、戦前に土肥沖で引き揚げられて神社へ奉納されたと考えられている。

**妻良・子浦海岸** 南伊豆町の妻良・子浦の海岸から潮流間にかけて多数の陶器片の散布が見られる。それらは近世から近代にかけての陶器であり、海からの打ち上げ資料と推定されている。

**ディアナ号関連遺物** 沼津市及び富士市沖の駿河湾に所在し、幕末に当地で沈没したディアナ号本体及びその関連遺物と考えられている。ディアナ号は1852年に建造されたロシア軍艦で、全長約53m、全幅約14m、排水量2000tで、日本の開港やロシアとの交易許可を託されたチャーチンが遣日使節として乗り込み、1854年に日本へ来航した。交渉の場を求めて函館、大阪を経て、当時開港場であった下田へ10月15日に入港した。11月7日の安政の大地震に伴った津波で被害を受け、戸田での修理へ向かう途中に漂流し、富士沖で浸水し沈没した。1954年には戸田沖で、1976年に富士市田子の浦海岸沖で、それぞれ錨が引き揚げられた。それらは現在、富士市の緑道公園内と沼津市立造船郷土資料館にて展示されている。また、1988年に東海大学と地元住民で作られた組織が船体の引き揚げを目指して探査を行ったが、その所在は確認できなかった。

**御前崎沖海底引き揚げ遺物** 御前崎の海底から引き揚げられた遺物で、石灯籠、石灯籠基礎部分、和船タイプの碇石状の石材が2点、鉄製の四爪錨2点、手水鉢である。これらは御前崎市の「波切不動明王」像の脇に置かれており、碇石状の石材2点は30年ほど前に御前崎港の暗礁付近から、鉄製の四爪錨2点は御前崎港北東の沖合海域から引き揚げられたとされている。碇石状の石材はそれぞれ、長さ73cm×幅16cm×厚さ11cmの凝灰岩質砂岩と長さ64cm×幅18cm×厚さ10cmの花崗岩のものであり、凝灰岩質砂岩の方には矢穴と思われる痕が1箇所見られるが、碇石に見られる中央

部の溝は確認できない。鉄製四爪錨は長さが146cmと115cmであり、貝類の付着と錨が激しい。手水鉢は石灯籠基礎部分に乗っかった状態であり、直径50cm、高さ16cmの完形品で赤色花崗岩製である。石灯籠、石灯籠基礎部分、手水鉢は引き揚げ品との関係は不明であるが、碇石状の石材及び鉄製四爪錨については、沈没船に伴うものであろうか。御前崎港付近の地頭方には暗礁部分があり、またその南側の御前崎付近は、太平洋から駿河湾の入り口部分に当たり、潮流が速く風も強いため、この一帯は以前から海難事故が多発する地域であり、明治初期に鳥取藩軍艦「乾坤丸」、昭和の客船「榛名丸」の沈没が知られる。これ以外にも海底には無数の船の残骸が散らばっているのが確認できる。

**舞阪郷土資料館所蔵遺物** 鉄製の四爪錨3点が保管されている。このうち2点は1.3～1.5mの大型品で、残る1つは小型品であり、いずれも錨による腐食が激しい。形状から判断すると、江戸時代の伊勢型の錨と考えられ、浜名湖や太平洋から引き揚げられたと考えられるが、来歴は不明であり引き揚げ品ではない可能性もある。

#### 4 水中文化遺産の有効性と今後の課題

以上見てきたように、静岡県の水中文化遺産の中には、初島沖海底遺跡出土資料のように陸上の遺跡の発掘調査では確認されていないような資料がある。また、沈没船資料は、その出土状況が、共伴関係や一括性をかなりの確率で保証するため、資料の信頼性が高い。また弁天島海底遺跡は、「遠江における弥生中期の文化は、今まで嶺田式土器や白岩式土器が知られていただけで、西遠の情勢に関しては（中略）全く漠然としていた。（中略）こうした中にあって、弁天島遺跡において西遠における弥生中期の資料を提供したことは大きな意味を持っていると思われる。」（静大1972 pp48～49）とあるように、出土数が少ない資料を補足する場合もある。また本来地面に露呈していたはずである井戸柱などの遺構が海中から出土したことを探査かりに、当時の海面や地形、その後に起こった気候変動や地形変化の解明に重要な情報を提供してくれているのである。水中であるからこそ残されている資料や、後世の改変を受けにくい環境であるからこそ残されている資料もある。そうした部分からのアプローチは、考古学・歴史学研究や当時の社会復元に大きな役割を果たすはずである。こうした例は、広い大海の氷山の一角であり、他にも多くの水中文化遺産が沈んでいるこ

とであろう。

今回提示した水中文化遺産は、海底から引き揚げられたであろうものや、水中での使用が想定されるものは多い。しかしながら、舞阪郷土資料館所蔵物や御前崎沖海底引上げ遺物など来歴不明のものや、水中にかかわるものとは特定できないものも見られ、即座に水文化遺産と認識するのは甚だ困難である。

陸上の遺跡に関しての取り扱いについては、保存が第一であり、やむを得ない場合のみ記録保存を目的とした発掘調査が行われるはずであり、水中の遺跡に関しても同様の権利は有しているはずであろう。それが、陸上にあれば当然認知され保護されるべき埋蔵文化財包蔵地が、水中にあるからという理由で認知されず、消滅してしまっている事実がある。その理由の1つには、水中である為に見えないという点があげられ、そのため理解が及ばず、見えないが故に人知れず消えていった遺跡は多數ある。そうした事実を今後作り出さないように、水中文化遺産への適切な理解と判断、そして統一したルール作りが行われる必要がある。

### おわりに

文化庁予算案では、平成25年度予算で、新規事業として水中文化遺産調査研究事業で2千万円が計上されている（註2）。その内容は「水中遺産の「調査や保存にかかる手法の在り方」について、水中遺跡の調査技術、国内外の法制度、諸外国の事例などを踏まえ、国内の水中遺跡の保護や活用に係る「方針」を示すことを目的とする。」である。このようによく文化庁も水中遺産の保護や活用に、法整備を伴って予算的裏付けを基にして本格的着手を実行していく姿勢が伺えてきた。

水中文化遺産を守るには、まずはきちんとした法整備と予算配当が必要である。そして何よりも、陸上の遺跡と同じように埋蔵文化財としての適切な取扱いと認識を、文化財担当者のみならず国民へ地域レベルで喚起していくことが必要不可欠であり、我々には常に、保護や活用を具体化させていく姿勢が求められる。

本稿を執筆するにあたり、林田憲三理事長、林原利明理事をはじめとする特定非営利活動法人アジア水中考古学研究所にはデータベース等の資料提供やご助言を賜った。記して感謝申し上げたい。

### 註

- 静岡県公式ホームページより
- 文化庁 2012 『平成25年度文化庁予算（案）の概要』

### 引用・参考文献

- アジア水中考古学研究所 2011 『水中考古学研究』第5号  
アジア水中考古学研究所 2012  
『海のタイムカプセル 水中考古学からのおくりもの』シンポジウム資料・図録  
伊東市教育委員会 2010  
『静岡県伊東市伊豆石丁場遺跡確認調査報告書』伊東市埋蔵文化財調査報告  
井上たかひこ 2012 『水中考古学のABC』 成山堂書店  
岩淵聰文 2012 『文化遺産の眠る海 水中考古学入門』 DOJIN選書045 化学同人  
小江慶雄 1982 『水中考古学入門』 NHKブックス  
木村淳 2006 『日本水中考古学発展への模索－世界の水中考古学研究との比較を通じて－』『考古学研究』第53巻第1号 考古学研究会  
静岡大学人文学部考古学研究室編 1972  
『静岡県浜名郡舞阪町 浜名湖弁天島海底遺跡発掘調査概報』 舞阪町教育委員会  
林原利明 2012a 『日本における水中文化遺産データベースの作成とその活用－水中文化遺産を取り巻く環境の視点から－』『第78回（2012年度）日本考古学協会総会発表資料要旨集』 日本考古学協会  
林原利明 2012b 『日本における近年の水中考古学調査』『2012年度東南アジア考古学会大会：東南アジア水中考古学最前線 発表要旨』 東南アジア考古学会  
富士市立博物館 2005 『日露友好150周年記念特別展 ディアナ号の軌跡～日露友好の幕開け～』  
文化庁 2000 『遺跡保存方法の検討－水中遺跡－』  
舞阪町教育委員会 1984 『静岡県浜名郡舞阪町 浜名湖弁天島海底遺跡 第2次発掘調査概報』

### 図版・写真出典

- 第1図 筆者作成  
第2図 静岡大学人文学部考古学研究室編1972、舞阪町教育委員会1984を一部修正を一部修正  
写真1～4 アジア水中考古学研究所2012から転載

静岡県埋蔵文化財センター

**研究紀要 第2号**

2013年6月28日

編集・発行 静岡県埋蔵文化財センター

〒422-8002

静岡県静岡市駿河区谷田23-20

TEL 054-262-4261

印 刷 みどり美術印刷株式会社

〒410-0058

静岡県沼津市沼北町2-16-19

TEL 055-921-1839